

東京都北区 生活安全推進プラン

令和2年2月



東京都北区

はじめに



東京都北区長
花川 與惣太

区では、区民の生活安全に関する意識の高揚を図るとともに、地域における犯罪を防止するため、平成15年12月に「東京都北区生活安全条例」を制定して、条例の具体化を図るため、平成19年8月に「北区生活安全推進プラン」を策定し、『誰もが安全で安心して暮らすことができるまちづくり』の実現に向けた取り組みを推進してまいりました。

区内の刑法犯認知件数は、ピークにあった平成12年（2000年）7,809件から減少傾向が続き、平成30年（2018年）には2,797件と大幅に減少するなど、取り組みによる一定の成果が認められますが、依然として、空き巣や高齢者を狙った特殊詐欺などの犯罪が発生しております。

また、平成30年に実施した北区区民意識・意向調査では、安全・安心に関して不安を感じている区民が3割を超えています。

このたび、区は、これら犯罪情勢の変化や区民の意向等をふまえ、より一層の安全・安心に向けた取り組みを進めるため、本プランを改定いたしました。

改定にあたり、ご協力いただきましたすべての皆様に心からお礼を申し上げます。引き続き、区民の皆さまのご理解とご協力をいただき、地域の生活安全の一層の推進に向けて、着実な取り組みが行われることを、大いに期待しています。

令和2年（2020年）2月

目次

第1章 計画の目的と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 生活安全に関する現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- 1 人口の推移や世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 区内の犯罪発生傾向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 生活安全に対する区民の意識・意向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 これまでの主な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 国や東京都の生活安全に関する主な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第3章 プラン改定の背景と基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

- 1 プラン改定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 取り組みの視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 5 基本理念の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 6 重点期間の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 7 体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 8 取り組みの方向性と事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - I 防犯意識の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - II 防犯活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - III 犯罪の防止に配慮した地域環境づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
 - IV 子どもの安全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - V 防犯のためのしくみづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

第4章 計画の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

- 1 基本的な役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 2 区における推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 3 国・東京都との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- 4 計画的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

- ・ 北区生活安全条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- ・ 北区生活安全条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- ・ 北区生活安全推進協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- ・ 北区生活安全推進協議会連絡委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- ・ 北区生活安全推進プラン検討委員会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- ・ 北区生活安全推進プラン検討委員会・幹事会名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- ・ 東京都北区生活安全推進プラン 改定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- ・ 区内刑法犯の罪種別及び手口別認知件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
- ・ 区内刑法犯の罪種別認知件数（町別）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- ・ 区内火災発生件数及び原因別火災発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- ・ 地域振興室管内別防犯カメラ・商店街防犯カメラ設置台数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- ・ 北区安全・安心ネットワーク防犯ボランティアパトロール隊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
- ・ 区内警察署管轄区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- ・ 区内消防署管轄区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

コラム

- 1 防犯カメラの効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 区と警察との連携について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 割れ窓理論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4 子ども防犯教室と不審者対応訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 5 警視庁のマスコットキャラクター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

第1章 計画の目的と位置づけ

1. 計画の目的

生活安全に関する意識の高揚を図り、地域における犯罪を防止するため、区民、事業者、土地所有者等、関係団体、警察・消防などの関係機関及び区が、相互に連携した活動を行うことで、区民が安全で安心して生活することができる“まち”にすることです。

2. 計画の対象

空き巣などの侵入窃盗、ひったくり、子どもを狙った犯罪、振り込め詐欺、放火、万引きなど、住宅や公共空間で起きている、区民の身近で発生するおそれのある犯罪を対象とします。

※防災・交通安全等については、他の条例、計画等により体系化され、推進が図られているため、対象から除外します。

3. 計画の性格

- 「東京都北区生活安全条例」第1条に定める「安心して生活することができるまちづくり」を実現するために策定するものです。
- 区の最上位計画である「北区基本構想」を基本とし、10か年の長期総合計画である北区基本計画や3か年の総合実施計画である北区中期計画を踏まえた、地域の生活安全にかかる個別分野の計画として位置づけられるものです。

4. 計画の期間

北区生活安全推進プラン（以下「プラン」という。）の期間は、北区基本計画及び北区中期計画との整合性を図るため、令和2年度から令和11年度までの10か年とし、「北区基本計画」にあわせ改定していきます。

また、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて、柔軟かつ適切に見直しを行うこととします。



第2章 生活安全に関する現状

1. 人口の推移や世帯数

(1) 人口の推移

区の人口は平成25年より増加傾向で推移しており、平成31年1月1日現在で35万人を超えています。年齢層別の人口の割合は、0歳から14歳までの年少人口が約10.3%となっており、65歳以上の高齢者人口が約24.9%となっています。

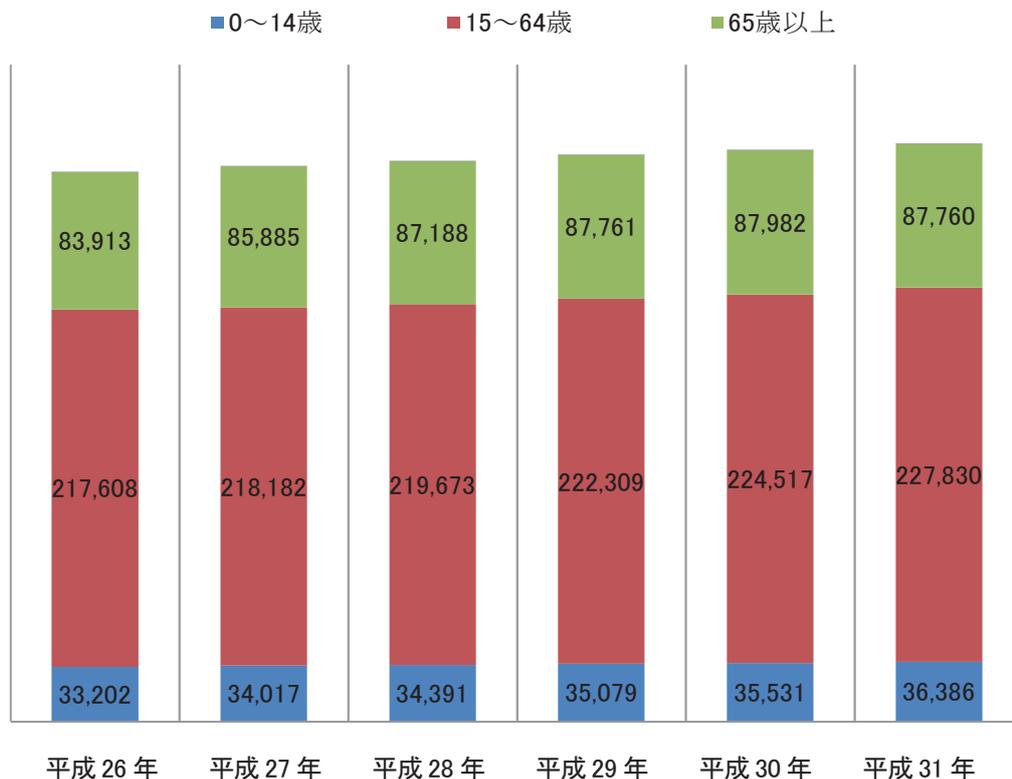
平成29年以降、高齢者人口がほぼ横ばいに推移している一方、年少人口が平成31年には前年に比べ855人増加しています。

北区の人口推移

(単位:人)

年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
総人口	334,723	338,084	341,252	345,149	348,030	351,976	
年齢層別	0～14歳	33,202	34,017	34,391	35,079	35,531	36,386
	15～64歳	217,608	218,182	219,673	222,309	224,517	227,830
	65歳以上	83,913	85,885	87,188	87,761	87,982	87,760
高齢化率	25.1%	25.4%	25.5%	25.4%	25.3%	24.9%	

出典:「人口統計表(各年1月1日現在、外国人人口含む)」より



(2) 世帯数

世帯数については、平成27年国勢調査によると約17万8千世帯と前回調査（平成22年）より約6千世帯増加しています。そのうち単独世帯は約9万世帯と約半数を占めており、中でも総世帯数に占める65歳以上の単独世帯の割合が15%と特別区で最も高くなっています。

世帯数の内訳

区分	世帯数	総世帯数に対する割合
総世帯数	178,177 世帯	-
単独世帯数	90,061 世帯	50.5%
65歳以上	26,724 世帯	15.0%
75歳以上	14,004 世帯	7.9%

(出典:「平成27年国勢調査」より作成)

65歳以上の単独世帯の割合上位5区

順位	区	世帯数	65歳以上の単独世帯数	世帯数の中で65歳以上単独世帯の割合
1	北区	178,177 世帯	26,724 世帯	15.0%
2	杉並区	311,814 世帯	44,106 世帯	14.1%
3	足立区	310,434 世帯	43,501 世帯	14.0%
4	台東区	109,302 世帯	15,065 世帯	13.8%
4	板橋区	291,149 世帯	40,127 世帯	13.8%

(出典:「平成27年国勢調査」より作成)



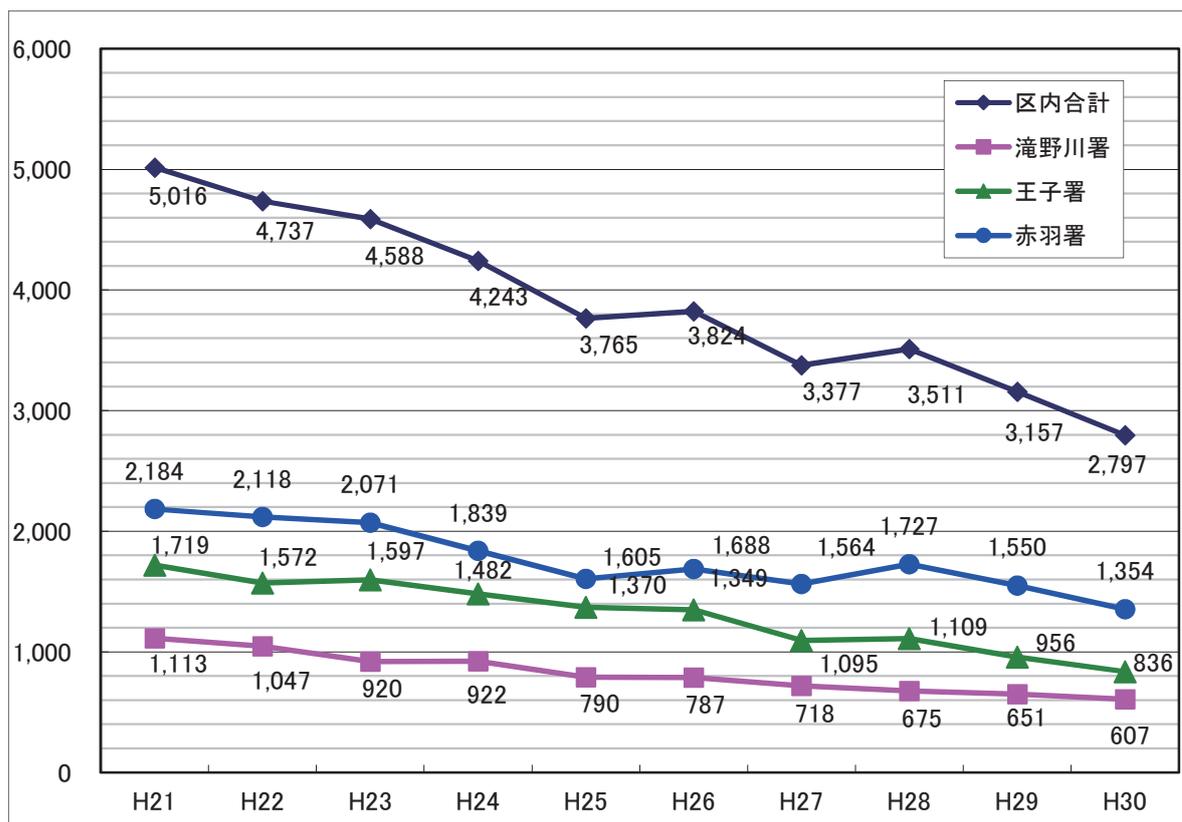
2. 区内の犯罪発生の傾向

区内の刑法犯認知件数は、平成30年には2,797件となっており、本プラン策定以降、全体としては減少していますが「空き巣」や「自転車窃盗」などの身近な犯罪が多く発生しています。

また、特殊詐欺については、平成27年には一旦減少しましたが、平成29年は125件、平成30年には135件と大幅に増加しています。

区内刑法犯認知件数の推移

(単位:件)



(出典:警視庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」より作成)

特殊詐欺発生状況

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
区内合計	77件	50件	62件	125件	135件
王子警察署	16件	6件	10件	26件	28件
赤羽警察署	34件	25件	36件	60件	62件
滝野川警察署	27件	19件	16件	39件	45件
被害額	307,093千円	190,461千円	146,415千円	197,297千円	187,975千円

(出典:北区生活安全推進協議会資料「犯罪発生状況」より作成)

3. 生活安全に対する区民の意識・意向

区が平成30年に実施した北区民意識・意向調査では、重要度が高く、満足度が低い施策に「防犯対策の充実」があげられています。

また、安全・安心に関して不安を感じている区民が3割を超えており、不安の内容では、特に、「振り込め詐欺や侵入盗などの犯罪」、「子どもの安全」に、高い数値が示されています。

そして、安心なまちにするために効果的な取組みとして、「防犯灯・防犯カメラなどの設置」や「防犯パトロールや安全マップづくりなどの地域と連携した活動」が高くなっています。

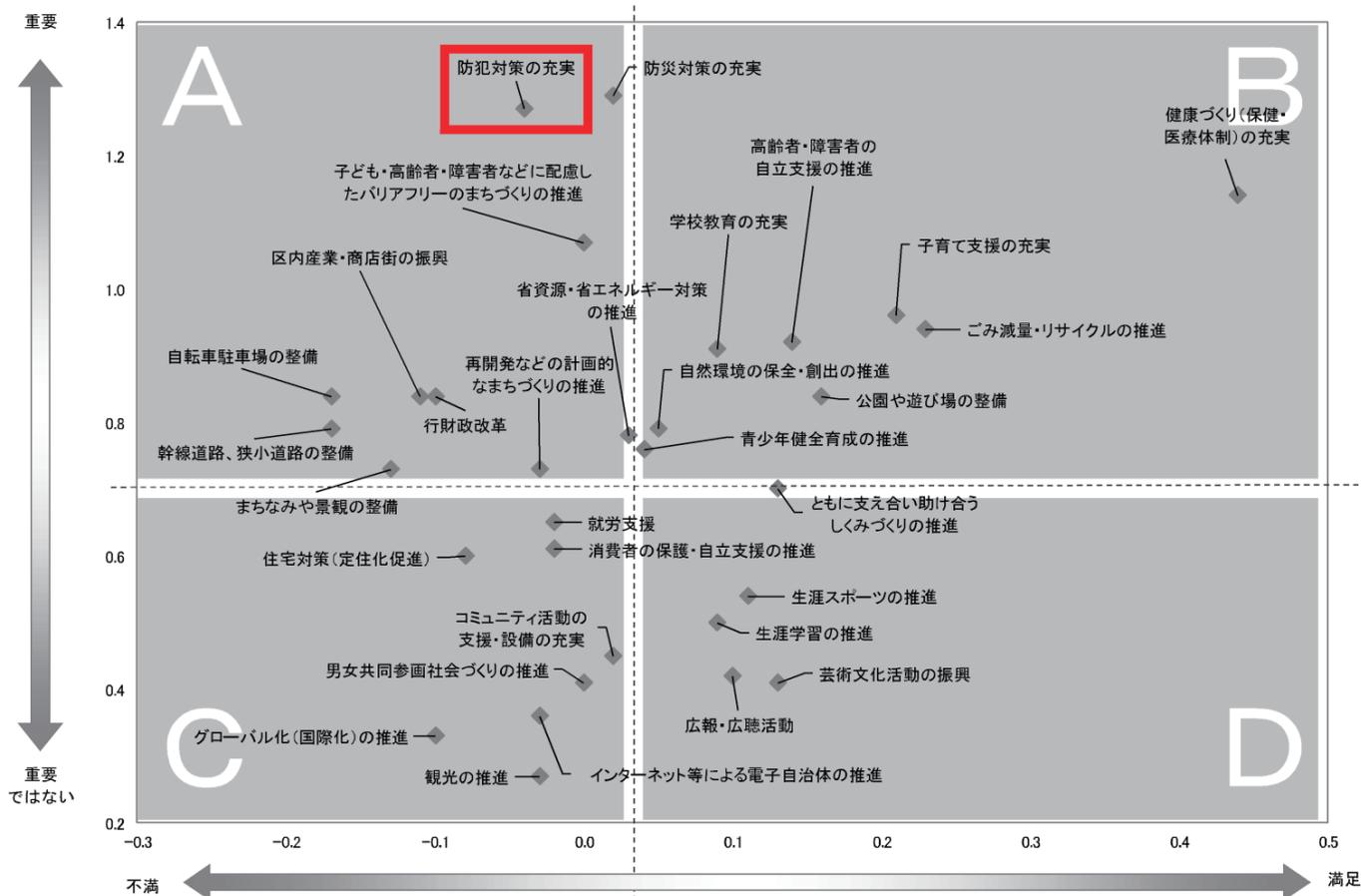
平成30年 北区民意識・意向調査(抜粋)

<区の施策の満足度と重要度の相関>

- ◆区が力を入れており、かつ満足度がともに高いのは「健康づくり(保健・医療体制)の充実」「子育て支援の充実」
- ◆重要度が高く、満足度が低いのは「防災対策の充実」、「防犯対策の充実」である

◇重要度は高いが満足度は低いのは「防災対策の充実」と「防犯対策の充実」

重要度・満足度ともに高いのは「健康づくり(保健・医療体制)の充実」となっている。また、重要度は高いが満足度は低いため今後区の課題となるのは「防災対策の充実」と「防犯対策の充実」となっている。



<日常的な不安感><安心・安全なまちづくりのための重点施策>

◇不安を『感じる』が3割半ば

日常的に不安を「感じる」人（9.2%）と「やや感じる」人（26.0%）を合わせた、『不安を感じる』人（35.2%）は3割半ばとなっている。

◇不安の内容は「自然災害」、「犯罪」が多い

不安の内容は「地震や水害などの自然災害」（49.3%）が約5割と突出して高く、「振り込め詐欺や侵入盗などの犯罪」（29.9%）、「子どもの安全」（28.7%）、「騒音など近隣とのトラブル」（22.8%）と続いている。

◇安心なまちづくりには「防犯灯、防犯カメラなどの設置」、「防災対策」が必要

安心なまちづくりのために効果的な取組みは「防犯灯、防犯カメラなどの設置」（46.7%）が4割半ばと突出して高く、「地震や水害などの自然災害に対する防災対策」（25.7%）、「防犯パトロールや安全マップづくりなど地域と連携した活動」（25.6%）と続いている。

コラム 1

防犯カメラの効果

防犯カメラの主な効果として、「犯罪解決につながる記録」と「犯罪の抑止力」の2つがあげられます。

防犯カメラの映像により、容疑者逮捕に繋がったケースは多く、防犯カメラがあったからこそ逮捕に至った事件も数えきれないほどあり、治安維持の役割を果たしています。

また、自分の行動がカメラに記録されていることを知っていれば、人は犯罪を行おうとはしません。防犯カメラの設置をアピールすることでも犯罪の抑止に大きな効果があります。



防犯カメラ作動中

4. これまでの主な取り組み

区は、区民一人ひとりの防犯意識を高め、関係機関が連携を図るため、平成15年「東京都北区生活安全条例」を制定、平成16年4月1日より施行しました。本条例の目的を達成するため、「東京都北区生活安全推進協議会」を設置し、区内の関係機関や団体の代表者により、様々な取り組みに関する協議を行っています。

また、協議会での検討をふまえ、誰もが安全で安心して生活することのできる地域環境を整備するため、区民、事業者及び関係機関が連携した活動を行う「北区安全・安心ネットワーク」を発足しました。

一方、同条例の円滑な推進や、大規模な事件・事故等に即応できる体制づくりのため、専管組織を設置して推進しています。

さらに、区民との協働のもとに誰もが安全で安心して暮らせる、快適な社会を創出するとともに、これらの新たな課題に対して適切かつ迅速に対応するため、副区長を本部長として教育長及び各部長を本部員とする『「安全・安心」・快適戦略推進本部』を設置して、全庁的な推進を図っています。

平成19年には24時間365日巡回パトロールを行う、地域安全安心パトロールを開始するとともに、北区生活安全条例の実現のため本プランを策定し、平成27年2月に改定を行っております。

平成28年には、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、国際テロ等の未然防止対策や治安対策など安全・安心なまちづくりの強化を目的として、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた安全・安心なまちづくりに関する覚書」を締結し、取り組んでいます。平成29年には、空き家・空き室に対する不審者発見の際の通報などを盛り込み、地域ぐるみで安全・安心なまちづくりを実現していく、「北区ながら見守り活動に関する協定」を締結しました。



区の生活安全への取り組み経緯

年 月 日	事 項
平成15年4月1日	警視庁からの派遣警察官(係長級)の受入れ
平成16年4月1日	東京都北区生活安全条例の施行
	総務部副参事(危機管理組織準備担当)設置
平成16年5月13日	北区生活安全推進協議会の設置
平成17年3月26日	北区安全・安心ネットワーク発足
平成17年4月1日	危機管理室長及び同室長付危機管理課設置
	「安全・安心」・快適戦略推進本部設置
平成19年4月1日	危機管理室危機管理課に組織変更
	北区安全・安心パトロール隊発足
平成19年8月1日	北区生活安全推進プラン策定
平成24年10月1日	北区暴力団排除条例施行
平成24年10月12日	安全で安心なまちづくりに関する覚書締結
平成27年2月	北区生活安全推進プラン改定
平成27年9月17日	危険ドラッグ等に関する覚書締結
平成28年11月28日	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた安全・安心なまちづくりに関する覚書締結
平成29年4月1日	警視庁からの派遣警察官の受入れを係長級から課長級へ変更
平成29年10月18日	北区ながら見守り活動に関する協定締結
平成30年12月19日	北区サイバーセキュリティに関する協定締結

区は、警察の有する専門的な情報やネットワークを活用するため、以下のような方法で連携を深め、生活安全活動に関する情報・人事交流等を行っています。

1 連絡会議の設置

区内3警察署と区の危機管理課の定期的な連絡会議を設置し、生活安全について情報交換を行っています。これにより、警察・行政の双方の方針、役割等を確認し、連携を密にして、安全・安心なまちづくりに取り組みます。



2 現職警察官の区への派遣

警視庁からの派遣を受け入れることにより、区と警察の相互理解や連携が強化され、警察の持つ専門的知識を活用することで、より効果的で円滑な事業運営に取り組みます。

3 退職警察官の活用

退職警察官を会計年度任用職員として、危機管理室に配置し、「子ども防犯教室」や「不審者対応訓練」、「高齢者向け防犯出前講座」等の講師として派遣することにより、警察の持つ防犯のノウハウを活かした活動を推進しています。



4 その他

区内3警察署の情報提供に基づく犯罪情報の発信（「メールかいしちょう」「区民情報メール」）、小中学校で実施する防犯や交通等に関する教室への警察署員の講師派遣、区の各種会議やイベント、キャンペーンへの所轄警察署の参加、区職員・所轄警察署担当者の日常的な交流等を実施しています。

5. 国や東京都の生活安全に関する主な取り組み

(1) 国の取り組み

政府は、平成14年に刑法犯認知件数が戦後最多の約285万件を記録するなど、治安情勢が危険水域に達し、国民が強い不安感を抱くようになったことを背景に、政府全体として犯罪対策を進めることの重要性が認識されました。「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、平成15年12月、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定し、国民、地方公共団体、民間事業者等の協力を得つつ、同計画に基づく施策を着実に推進しました。

また、平成20年12月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」を策定し、犯罪情勢に即して各種の施策を講じ、社会全体を犯罪に対して強いものにするための総合的な対策を推進しました。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を視野に入れ、地域の絆や連帯の再生・強化を図るとともに、新たな治安上の脅威への対策を含め、官民一体となった的確な犯罪対策により良好な治安を確保することで、国民が安全で安心して暮らせる国であることを実感できることを目指す「世界一安全な日本」創造戦略」を平成25年12月に策定し、継続して取り組んでいます。

(2) 東京都の取り組み

東京都は、急激な治安の悪化とともに都民の安全に対する不安感が増大したため、平成15年7月に「東京都安全安心まちづくり条例」を制定するとともに、同年10月「東京都安全・安心まちづくり協議会」を設立し、区市町村、事業者及び地域団体等と協働して自主的な犯罪防止活動や犯罪防止に配慮した環境整備を促進してきました。

平成17年8月には「治安の維持こそ最大の都民福祉」を目的として、「東京都青少年・治安対策本部（現・東京都都民安全推進本部）」を設置して総合的かつ効果的な対策を実施してきました。

また、平成27年1月には、東京の治安の現状等を分析した上で、都民の不安感の解消にも目を向け、今後10年の取り組みの方向性を示した「安全安心 TOKYO 戦略」を策定しました。本戦略により、振り込め詐欺や通学路の安全確保などの喫緊の課題に対応するとともに、地域の取組に重点を置き、行政、警察、地域、企業等の総力を結集して、誰もが安全安心を実感できる社会の実現に向けて取り組んでいます。



東京都安全・安心まちづくり
マスコット「みまもりいぬ」

第3章 プラン改定の背景と基本的な考え方

1. プラン改定の背景

本プランで取り組んできた様々な施策は、刑法犯認知件数の大幅な減少など、一定の効果を得てきていますが、平成30年北区民意識・意向調査において、安全・安心に関して不安を感じている区民が3割を超えており、中でも「振り込め詐欺や侵入盗などの犯罪」、「子どもの安全」に高い数値が示されていることから、居住地域での体感治安や犯罪に遭遇する不安感については、十分に解消され改善している状況には至っていないといえます。

区内の刑法犯認知件数は、ピークにあった平成12年から、大幅に減少していますが、空き巣や自転車盗など、区民生活の身近な場所での犯罪が多く発生しているほか、高齢者を狙った「特殊詐欺」の被害が平成28年以降年々増加していることに加え、各地で起きている子どもに対する凶悪事件や虐待事案、区内での不審な声掛け事案の発生等が、区民の不安を高める要因と考えます。

また、区の人口は、平成30年5月に約25年ぶりに35万人を超えましたが、高齢者人口が引き続き増加しており、平成27年国勢調査によると、世帯総数の中に占める65歳以上の単独世帯の割合が特別区で最も高い状況です。

これらの要因を踏まえ、区民の安全・安心を確保するためには、区における人口の推移や犯罪情勢の変化に即した、より一層の犯罪抑止に向けた取り組みが必要です。



2. 取り組みの視点

区内の生活安全の推進にあたっては、これまでも区民、関係団体や事業者などが一体となって積極的に取り組んできたところです。

今後、より一層安全で安心なまちにしていくためには、まずは『自分のことは自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守る』という自主防犯意識を持ち、その上で、共通の目的と目標を持って取り組んでいくことや、より多くの区民へ活動の輪を広げていくことなどが重要です。そこで、次の4つの視点を踏まえて取り組んでいくこととします。

視点1 一人ひとりが自主的に取り組む

子どもを含め、区民一人ひとりが危険を回避する意識と知識を持ち、必要な行動をとるとともに、地域の生活安全に関して自主的に取り組みます。



視点2 互いに協力して地域ぐるみで取り組む

区民、関係団体、事業者及び警察・区の連携体制を強化し、地域の防犯情報を共有しつつ、相互協力を図りながら、地域ぐるみで取り組みます。



視点3 無理なく継続して取り組む

既に取り組んでいる活動を継続・発展させることを基本としつつ、多様な工夫を凝らして参加の輪を広げ、無理なく継続して取り組みます。



視点4 幅広い視野にたって取り組む

日頃から快適で活力あるまちをつくるのが、防犯にも効果があるという観点から、防災やまちづくりなどを含め、幅広い視野にたって取り組みます。



3. 重点課題

プラン改定の背景をふまえ、今回の改定では次の3つの重点課題を設定しました。

◎ 区民生活の身近な場所での犯罪を抑止 ～体感治安の向上～

刑法犯認知件数は減少しているものの、空き巣や自転車盗など、区民生活の身近な場所での犯罪が、区民の不安を高める要因となっています。地域の体感治安の向上を図り、犯罪に遭遇する不安感を解消するため、区民一人ひとりの防犯意識・知識を深め、地域全体の防犯力を高める必要があります。



◎ 子どもの見守り



子どもへの暴行、傷害などの犯罪のほか、不審な声掛けなど犯罪の前兆とも捉えられる事案が発生しています。子どもを犯罪から守るために、子ども自身が犯罪から自分の身を守るための知識や技能等を習得するための環境づくりと、地域における子どもの見守り活動の充実を図る必要があります。

◎ 高齢者の安全・安心

振り込め詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺や悪質商法など、高齢者を狙った悪質な犯罪が発生しています。高齢者を犯罪から守るため、防止対策に取り組むとともに、適切な情報提供や身近な場所での相談体制などの充実を図る必要があります。



4. 基本理念

区民が安全で安心して生活できる“まちづくり”の実現を目指し、基本理念を以下のとおり定めます。

誰もが安全で安心して暮らすことができるまちづくり

コラム3

割れ窓理論

落書きが多い、ごみが放置されたままになっている、窓ガラスが割れた状態でそのままになっているなど、「地域の管理が行き届いていない地域、住民の関心がない地域」と犯罪者に認識されると、その地域は犯罪者にとっての「最適な環境」となります。このような考え方を「割れ窓理論」と言います。割れ窓理論に当てはまるまちは、さらに犯罪が増えていくという悪循環が生じると考えられています。



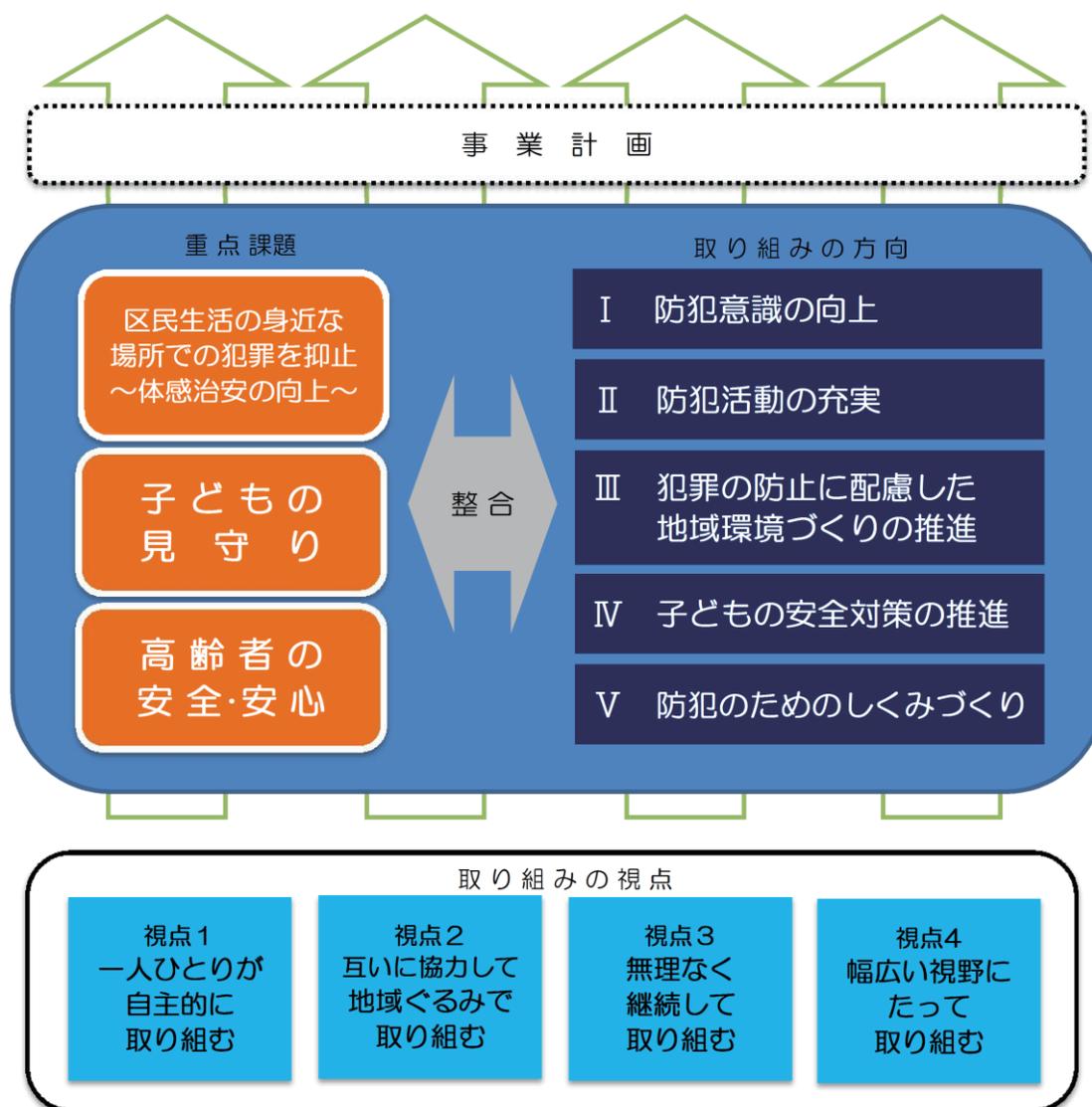
区では、割れ窓理論の考えを応用し、区内の落書き消しや植栽を住民のみなさんと行い、犯罪者の「居心地の悪い環境」をつくることで、安全で安心なまちづくりを推進しています。

割れ窓理論は、ごみやたばこのポイ捨てにも当てはまります。きれいなまちづくりにより、犯罪者の「居心地の悪い環境」づくりを進めましょう。

5. 基本理念の実現

今回の改定では、4つの「取り組みの視点」から、3つの「重点課題」に対し、5つの「取り組みの方向」により、『基本理念』の実現を目指します。具体的な取り組みについては、「事業計画」によりプランを推進します。

誰もが安全で安心して暮らすことができるまちづくり



6. 重点期間の設定

令和2年度から令和4年度までの3年間を重点期間に設定し、重点的に実施すべき事業計画を選択し集中して取り組むことにより、プランの着実な進捗を図ります。

7. 体系図

基本理念 取り組みの方向性

事業計画

★：新規事業

誰もが安全で安心して暮らすことができるまちづくり

I 防犯意識の向上

II 防犯活動の充実

III 犯罪の防止に配慮した地域環境づくりの推進

1 防犯啓発活動の推進

- ★ I - 1 - (1) 「北区安全・安心の日」の制定 [重点事業]
- I - 1 - (2) 北区地域安全のつどいの開催
- I - 1 - (3) 防犯出前講座の実施
- I - 1 - (4) 防犯キャンペーン活動
- I - 1 - (5) 防犯グッズの配布
- I - 1 - (6) 特殊詐欺対策の実施 [拡充事業]
- I - 1 - (7) 広告掲示物等による啓発活動の実施 [拡充事業]

2 防犯に関する情報の提供

- I - 2 - (1) 北区ニュースによる情報提供
- I - 2 - (2) ホームページを活用した情報提供
- I - 2 - (3) 北区区民情報メールによる情報提供 [拡充事業]
- I - 2 - (4) 車両広報による情報提供
- I - 2 - (5) テレビを活用した情報提供
- I - 2 - (6) 各種会議における情報提供 [拡充事業]

3 犯罪発生時における迅速な情報の提供

- I - 3 - (1) 不審者情報の提供
- I - 3 - (2) (再掲) ホームページを活用した情報提供
- I - 3 - (3) (再掲) 北区区民情報メールの情報提供 [拡充事業]
- I - 3 - (4) (再掲) 車両広報による情報提供
- ★ I - 3 - (5) 無線による情報提供

1 防犯パトロール活動の推進

- II - 1 - (1) 地域安全・安心パトロール事業の実施
- II - 1 - (2) 資源持ち去り防止パトロールの実施

2 防犯パトロール活動等への支援

- II - 2 - (1) 北区安全・安心ネットワーク加入団体への活動支援
- II - 2 - (2) パトロールマニュアルの配布
- II - 2 - (3) パトロール向上のための研修の実施
- II - 2 - (4) 防犯リーダー研修会の実施
- II - 2 - (5) 合同パトロールの開催への支援
- II - 2 - (6) 歳末防犯・防火パトロールへの実施
- II - 2 - (7) 祭礼時等の合同パトロールへの実施

3 防犯設備の整備に対する支援

- II - 3 - (1) 防犯カメラ設置に対する補助
- II - 3 - (2) 防犯カメラ運営に対する補助

1 施設等の安全対策の推進

- III - 1 - (1) 防犯カメラの設置
- III - 1 - (2) 駐車場・駐輪場管理運営の安全対策の実施
- III - 1 - (3) 共同住宅等の犯罪防止に関する事前協議

2 公園、道路の安全対策の推進

- III - 2 - (1) 公園の安全対策の実施
- III - 2 - (2) 道路の安全対策の実施
- III - 2 - (3) 公園等への防犯カメラ設置

3 地域環境の整備

- III - 3 - (1) 私道防犯灯への支援
- III - 3 - (2) 防犯環境改善対策の実施

1 子どもに対する防犯学習の推進

- IV-1-(1) 子ども防犯教室の実施 [拡充事業]
- IV-1-(2) セーフティ教室の開催
- IV-1-(3) 地域安全マップの作成
- IV-1-(4) 子ども安全手帳の配付
- IV-1-(5) 夕焼けチャイムの放送

2 学校等における安全対策の推進

- IV-2-(1) 不審者対応訓練の実施
- IV-2-(2) オートロック付き門扉の設置
- IV-2-(3) 学校周辺の防犯カメラの整備
- IV-2-(4) 保育園への防犯カメラの設置
- IV-2-(5) モニター付きインターホンの設置
- IV-2-(6) 非常通報装置「学校110番」の設置
- IV-2-(7) 防犯資機材の配備
- IV-2-(8) 保育園への防犯ブザー等の配備
- IV-2-(9) 放課後子ども総合プランの推進
- IV-2-(10) 防犯啓発プレートの設置
- IV-2-(11) 不審者対応マニュアルの作成・活用

3 通学路等の安全対策の推進

- ★ IV-3-(1) 警察官による立ち寄り警戒の実施 [重点事業]
- IV-3-(2) 子ども安全ボランティア登録制度の推進
- IV-3-(3) 子ども110番事業への支援
- IV-3-(4) 通学路の安全点検の実施
- IV-3-(5) 遊具点検の実施
- IV-3-(6) 小学生への防犯ブザーの配付

4 子どもの安全のための連携の推進

- IV-4-(1) 北区サポートチーム協議会の設置・運営
- IV-4-(2) 合同連絡会議の開催
- IV-4-(3) 愛の一声運動の実施
- IV-4-(4) 子ども見守りネットワークの活用
- IV-4-(5) 地域ふれあいパトロールの実施

1 地域安全活動への参加促進

- V-1-(1) 北区安全・安心ネットワーク加入団体の募集
- V-1-(2) 北区安全・安心情報メール登録者の募集
- ★ V-1-(3) 防犯（学生）パトロールの加入促進 [重点事業]
- V-1-(4) （再掲）ホームページを活用した情報提供

2 地域における防犯ネットワークの推進

- V-2-(1) 各小学校における子ども安全対策協議会の設置
- V-2-(2) おたがいさまネットワーク等を活用した見守り体制の充実
- V-2-(3) 高齢者虐待防止センターの運営
- V-2-(4) 障害者虐待防止センターの運営
- V-2-(5) 児童虐待未然防止事業の実施
- V-2-(6) 配偶者暴力相談支援センターの運営

3 区民等と区の協働の推進

- V-3-(1) 東京都北区生活安全推進協議会の開催
- V-3-(2) 北区生活安全推進協議会連絡委員会の開催
- V-3-(3) 東京都北区「安全・安心」・快適戦略推進本部の開催
- V-3-(4) 暴力団排除にむけたしくみづくりの推進
- V-3-(5) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた安全・安心なまちづくりに関する協議の推進
- V-3-(6) 北区ながら見守り活動の推進 [拡充事業]
- V-3-(7) 中小企業のサイバーセキュリティ対策の推進

8. 取り組みの方向性と事業計画

I 防犯意識の向上

安全で安心して暮らせるまちを実現するためには、区民一人ひとりが、犯罪に対する予防法や被害にあった際の対処法など、防犯に関する知識や意識を持つことが必要です。中でも、高齢者は振り込め詐欺など犯罪の対象となりやすいため、特に防犯意識の向上を図ることが必要です。

そこで、区民等を対象として、多様な機会と手法を用いて、防犯に関する知識の普及や啓発活動を推進します。

1 防犯啓発活動の推進

空き巣やひったくりなどの犯罪を防ぐためには、最新の犯罪の手口や対処法などの防犯に関する知識を有し、そして、それを活かしていくことが重要です。

そこで、必要な防犯に関する知識を得るために、講習会などの機会を設け、防犯意識の向上に努めます。

— : 重点・拡充事業

★ : 新規事業

★ I-1-(1) 「北区安全・安心の日」の制定

所 管 課 : 危機管理課

活動主体 : 北区（危機管理課）、警察、区民

【概 要】 区民の防犯意識の醸成を図るため、毎月20日を「北区安全・安心の日」と定め、区をはじめ関係諸団体とも連携を図り、各種キャンペーン等を実施する。



母さん助けて詐欺撲滅キャンペーンの様子

I - 1 - (2) 北区地域安全のつどいの開催

所 管 課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）、警察、区民

【概 要】 区民の防犯意識の醸成とともに全国地域安全運動週間の周知を図るため、区をはじめ関係諸団体とも連携を図り、同期間内に生活安全をテーマとしたイベントを開催する。



式典の様子

I - 1 - (3) 防犯出前講座の実施

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）、警察

【概 要】 区民が身近な犯罪の被害に遭わないようにするため、防犯推進員（危機管理課所属の警察OBの非常勤職員のこと）を中心に警察等と連携・協力し、地域に出向き、防犯に関する講座を実施する。



出前講座の様子

I - 1 - (4) 防犯キャンペーン活動

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）、警察

【概要】警察と連携し、振り込め詐欺やひったくりによる被害防止のための防犯キャンペーン活動や防犯啓発活動を実施する。

I - 1 - (5) 防犯啓発グッズの配布

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）、警察

【概要】防犯啓発や不審者対策を図るため、犯罪被害防止ステッカー等の防犯啓発グッズを作製し、各種キャンペーンなどの機会を活用して配布する。

I - 1 - (6) 特殊詐欺対策の実施

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）、警察

【概要】オレオレ詐欺等の特殊詐欺からの被害を防止するため、65歳以上の高齢者が居住する世帯を対象として、自動通話録音機を無料貸与するなど必要な対策を講じていく。



自動通話録音機

I - 1 - (7) 広告掲示物等による啓発活動の実施

所管課：危機管理課、施設管理課

活動主体：北区（危機管理課）

【概要】特殊詐欺等の被害防止を図るため、広告掲示物等による注意喚起を実施する。

2 防犯に関する情報の提供

地域全体の防犯力の向上を図るためには、広く区民に対して防犯に関する情報を提供することが重要です。

また、防犯パトロール等の実施にあたっては、事前に防犯に関する情報を把握することで、より効果的な活動にすることができます。

そこで、北区ニュースやホームページをはじめ、メールの配信やチラシの配布など、あらゆる手段を活用して、区民に対し、防犯に関する情報を広く周知するよう努めます。

I - 2 - (1) 北区ニュースによる情報提供

所管課：危機管理課、広報課

活動主体：北区（危機管理課、広報課）

【概要】 区民へ防犯に関する情報を広く提供するため、安全・安心に関する啓発記事や区民、区、警察、消防などが行っている取り組みなどを北区ニュースに掲載する。

I - 2 - (2) ホームページを活用した情報提供

所管課：危機管理課、広報課

活動主体：北区（危機管理課）

【概要】 区民へ防犯に関する情報を広く提供するため、積極的に犯罪情報や防犯に関する情報を区ホームページに掲載する。

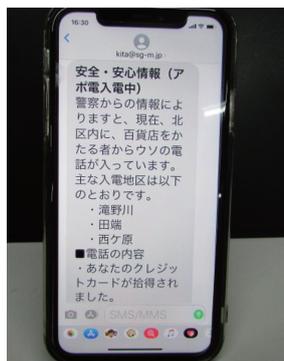
I - 2 - (3) 北区区民情報メールによる情報提供

所管課：危機管理課、広報課、産業振興課

活動主体：北区（危機管理課、産業振興課）

【概要】 区民へ防犯に関する情報を広く提供するため、「安全・安心情報」などを区ホームページ上から登録した区民に対し、メールで配信する。

検挙情報等も可能な限り配信し、区民の安心感の向上を図る。



メール画面例

I - 2 - (4) 車両広報による情報提供

所管課：危機管理課、産業振興課

活動主体：北区（危機管理課、産業振興課）

- 【概要】 区民へ防犯に関する情報を広く提供するため、専用車両や商店街のスピーカーを活用し、注意喚起の音声を流す。
また、区内路線バスの車内アナウンスを活用し、悪質商法についての注意喚起と相談窓口を案内する。

I - 2 - (5) テレビを活用した情報提供

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）、警察

- 【概要】 区民へ防犯に関する情報を広く提供するため、区と区内3警察署が持ち回りで、J：COM東京北の番組を通じて、防犯情報やキャンペーン情報等を発信する。



J:COMテレビニュースより

I - 2 - (6) 各種会議における情報提供

所管課：健康福祉課、高齢福祉課、介護保険課

活動主体：北区（危機管理課）、警察

- 【概要】 高齢者の被害防止を図るため、例月の民生・児童委員協議会やケアマネージャー連絡会等において、警察や防犯推進員から振り込め詐欺の事例を紹介するなど、情報提供に努める。

3 犯罪発生時における迅速な情報の提供

犯罪発生時には、犯罪被害の拡大を防止するために、犯罪の発生時間、場所、手口、犯人の特徴や逃走方向などの情報を、速やかに関係機関等に提供することが重要です。

そこで、警察等との連携を図り、発生した犯罪に関する情報を可能な限り、いち早く提供できるよう努めます。

I - 3 - (1) 不審者情報の提供

所管課：危機管理課、総務課、地域振興課、保育課、教育指導課、子どもわくわく課、障害者福祉センター

活動主体：北区（危機管理課、総務課、地域振興課、保育課、教育指導課、子どもわくわく課、障害者福祉センター）、警察

【概要】警察及び教育委員会等からの不審者に関する情報については、犯罪発生及び犯罪被害の拡大を防止するため、児童館、区内公立保育園・幼稚園・小学校・中学校等に速やかにFAX等で送付する。

I - 3 - (2) (再掲) ホームページを活用した情報提供

I - 3 - (3) (再掲) 北区区民情報メールによる情報提供

I - 3 - (4) (再掲) 車両広報による情報提供

★ I - 3 - (5) 無線による情報提供

所管課：危機管理課、防災課

活動主体：北区（危機管理課）、警察

【概要】凶悪犯が逃亡中には、犯罪被害の拡大を防止するために、防災行政無線を活用して周知を図る。

II 防犯活動の充実

地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、警察はもとより、区民、事業者、各種団体、関係機関や区が一体となって、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

そこで、こうした観点から、積極的に防犯パトロールを推進するとともに、区民等が行う防犯パトロール活動をはじめとする自主的な活動を支援し、防犯活動の充実を図ります。

1 防犯パトロール活動の推進

区には、公園や学校をはじめとする公共施設などを中心として、区内全域の安全を推進することが求められており、そのためには、パトロール活動を実施することが必要です。

そこで、区は、青色回転灯をつけたパトロールカーで公園や学校をはじめとする公共施設などを含めた地域全体のパトロールを行います。

II - 1 - (1) 地域安全・安心パトロール事業の実施

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）

【概要】 地域における安全を図るため、子どもが利用する施設をはじめ区内公共施設など区内全域に、青色回転灯のついた専用車両による365日24時間パトロールを実施する。



青色防犯パトロール(青パト) 隊員及び車

II - 1 - (2) 資源持ち去り防止パトロールの実施

所管課：北区清掃事務所

活動主体：北区（北区清掃事務所）

【概要】 ゴミ集積所における資源の無断持ち去りを防止するため、集積所等のパトロールを実施する。

2 防犯パトロール活動等への支援

地域を安全なまちにするためには、区内で活動しているボランティアによる防犯パトロール団体などの自主防犯組織による活動が重要です。

また、区民、事業者及び関係機関等と構築した安全・安心のためのネットワーク活動を推進していくことも重要です。

そこで、こうした活動が効率的・効果的、かつ継続的な活動としていくために、警察や防犯協会などとも連携を図りながら、物品の提供をはじめとする必要な支援を行います。

Ⅱ - 2 - (1) 北区安全・安心ネットワーク加入団体への活動支援

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）

【概要】 地域における防犯パトロール活動が効果的になるため、北区安全・安心ネットワーク加入団体に対し、効果的なパトロール活動方法等について、助言・指導を行うとともに、ステッカーやプレートの配付などの物品を助成するとともに、ボランティア保険への加入などの各種活動支援を行う。

Ⅱ - 2 - (2) パトロールマニュアルの配付

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）

【概要】 効果的な防犯パトロールの実施に向けて、防犯ボランティア団体に対して、パトロールに役立つ内容を盛り込んだパトロールマニュアルを配付する。

Ⅱ - 2 - (3) パトロール向上のための研修の実施

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）

【概要】 効果的なパトロールを実施するため、防犯パトロール団体に対して、学識経験者等による研修を実施する。

Ⅱ - 2- (4) 防犯リーダー養成研修の実施

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）、警察

【概要】 地域における防犯活動を効果的に実施するため、防犯ボランティア団体のリーダー等に対し、警察と連携し、防犯リーダーとしての素養の習得を図る研修会を実施する。

Ⅱ - 2- (5) 合同パトロールの開催への支援

所管課：危機管理課、地域振興課

活動主体：北区（危機管理課、地域振興課）、警察

【概要】 より効果のあるパトロールを実施するため、複数のパトロール団体が合同で実施する合同パトロール事業の実施に際しては、希望に応じて青色回転灯装着のパトロールカーの参加など、必要な支援を行う。



昭和町地区5町会合同防犯パトロールの集合写真

Ⅱ - 2 - (6) 歳末防犯・防火パトロールの実施

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課、防災課）、警察、消防、区民、関係団体

【概要】 年末に町会・自治会、商店街、警察署、消防署、関係機関、関係団体などと連携・協力し、防犯と防火への啓発を目的として合同パトロールを実施する。



歳末防犯・防火パトロールの様子

Ⅱ - 2 - (7) 祭礼時等の合同パトロールの実施

所管課：生涯学習・学校地域連携課、地域振興課

活動主体：北区（生涯学習・学校地域連携課、地域振興課）、関係団体、区民

【概要】 祭礼・地域の祭り等に伴う非行防止・犯罪抑止を目的に、北区青少年地区委員会、小中学校PTA、町会・自治会等が合同でパトロールを実施する。

3 防犯設備の整備に対する支援

地域における犯罪を防止するためには、地域防犯パトロールなどの自主防犯組織による活動に加え、犯罪抑止を目的とした防犯カメラを設置するなど、防犯設備面での対策が効果的です。

そこで、町会・自治会及び商店街等の地域団体が、公衆の安全や犯罪の未然防止などを目的とする防犯設備の整備に対し助成を行います。

Ⅱ - 3 - (1) 防犯カメラ設置に対する補助

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）

【概要】 犯罪の抑止などを目的として、町会・自治会や商店街等の地域団体が設置する防犯カメラに対し、補助金を交付する。また、犯罪が多発しながら設置がない地域等へ設置に向けて働きかけを行う。

Ⅱ - 3 - (2) 防犯カメラ運営に対する補助

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）

【概要】 犯罪の抑止などのため、公共の場所に防犯カメラを設置している団体に対し、その運営に関する必要経費の一部を補助する。



防犯カメラ

Ⅲ 犯罪の防止に配慮した地域環境づくりの推進

犯罪防止には、地域自体が犯罪を抑止する力を有するなど、犯罪が発生しにくい地域環境にしていくことが重要です。

そこで、区の施設、公園、道路、駐輪場など、暗く見通しの悪い場所などについて、改めて犯罪防止の観点から点検を行うとともに、必要な改善を図るなど、安全の確保に努めます。また、国や都、関係団体などが管理する施設については、管理者と連携を取りながら、必要な点検・改善を図ります。

1 施設等の安全対策の推進

区民センターや図書館、駐車場や駐輪場などの公共施設等は、誰もが安全で安心して利用できることが必要であり、そうした場所における犯罪を防ぐためには、犯罪者が犯行をあきらめるような環境にしていくことが重要です。

また、こうした環境は、公共施設のみならず、他の施設や民間住宅等においても同様です。

そこで、施設等における視認性や防犯性の向上などの安全対策を推進します。

Ⅲ - 1 - (1) 防犯カメラの設置

所管課：各施設所管課

活動主体：北区（各施設所管課）

【概要】 各施設における犯罪抑止のため、防犯カメラを設置する。

Ⅲ - 1 - (2) 駐車場・駐輪場管理運営の安全対策の実施

所管課：施設管理課

活動主体：北区（施設管理課）

【概要】 区立の駐車場・駐輪場の安全確保のため、防犯カメラの設置・運用や随時点検を行い照明の照度アップなど、必要に応じて対策を行う。

Ⅲ - 1 - (3) 共同住宅等の犯罪防止に関する事前協議

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）

【概要】 共同住宅や飲食店等、一定基準以上の建築物の防犯性を高めるため、建築確認申請する建築主に対し、警察と事前協議を行うよう依頼する。

2 公園、道路の安全対策の推進

公園や道路は、誰もが安全で安心して利用したり、通行できたりすることが重要です。

そこで、随時、公園や道路の安全点検を実施するとともに、必要に応じて視認性の確保をはじめとする改善を行うなど、安全確保に努めます。

Ⅲ - 2 - (1) 公園の安全対策の実施

所管課：道路公園課

活動主体：北区（道路公園課）

【概要】 公園の安全性向上のため、点検し、見通しを確保するため、樹木の剪定等の必要な対策を行う。

Ⅲ - 2 - (2) 道路の安全対策の実施

所管課：道路公園課

活動主体：北区（道路公園課）

【概要】 道路の安全性向上のため、街路灯をLED化し、必要に応じて樹木の剪定等の対策を行う。

Ⅲ - 2 - (3) 公園等への防犯カメラの設置

所管課：道路公園課

活動主体：北区（道路公園課）

【概要】 防犯環境の整備及び地域防犯力の向上を図るため、公園等に防犯カメラを設置する。



防犯カメラ(飛鳥山公園)

3 地域環境の整備

落書きが多い、自転車やごみが放置されたままとなっている、街路灯が切れている、窓ガラスが割られていてもそのままの地域は、環境に対する関心が薄いと思われ犯罪抑止の観点から望ましい地域とは言えません。

そこで、区民・地域団体・事業者・土地所有者等との連携を図りながら、自転車やごみの放置、暗がり等を無くすなど、犯罪を起こしにくい環境美化に努めます。

Ⅲ - 3 - (1) 私道防犯灯への支援

所管課：道路公園課

活動主体：北区（道路公園課）

【概要】道路の安全性向上のため、私道防犯灯新設・改修費について補助するとともに、管理運営費についても補助する。

Ⅲ - 3 - (2) 防犯環境改善対策の実施

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）、区民、関係団体、警察。

【概要】地域における安全性向上のため、道路、公園を中心とした落書き消しや植栽等の防犯環境の改善を行う。



王寿会による植栽(王子三角公園)

IV 子どもの安全対策の推進

各地で子どもが被害者となる事件、事故が頻繁に発生している状況の中で、次代を担う子どもが、安全な地域で、安心して育つことができるように環境を整備することが重要です。

そこで、学校をはじめ、幼稚園や保育園、児童館・子どもセンター、わくわく☆ひろば等、子どもを対象とした施設や通学路などの周辺地域における安全性を高め、子どもが安心して過ごすことができるように取り組みます。

1 子どもに対する防犯学習の推進

子どもが、不審者からの声掛けや痴漢等の被害に遭わないためには、パトロール活動をはじめ、地域で見守ることも重要ですが、子ども自身が、防犯に関する知識や技術を身に付けることが最も重要です。

そこで、学校、幼稚園や保育園などにおいて、子ども自身に対して、不審者に声を掛けられた際の対応などの知識や技術等の習得を推進します。

IV - 1 - (1) 子ども防犯教室の実施

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）、警察

- 【概要】子どもの防犯意識の向上を図るため、防犯推進員を中心に、幼稚園、保育園、児童館・子どもセンター、わくわく☆ひろば等に通う児童を対象に防犯教室を実施する。
特に、わくわく☆ひろばについては、全校で実施する。

IV - 1 - (2) セーフティ教室の開催

所管課：教育指導課、子どもわくわく課、保育課

活動主体：北区（教育指導課、子どもわくわく課、保育課）、警察

- 【概要】子どもの防犯意識の向上を図るため、小中学校、児童館・子どもセンター、保育園等において、警察署と連携するなど、不審者等への対処法や非行防止に関する学習を実施する。

IV - 1 - (3) 地域安全マップの作成

所管課：教育指導課

活動主体：北区（教育指導課）

- 【概要】 児童の防犯意識の向上を図るため、安全教育の一環として、区立小学校で、児童自らが事件や事故が起こるかもしれないと不安に感じる場所などを調査し、まとめた地図（手製）を作成する。

IV - 1 - (4) 子ども安全手帳の配付

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）

- 【概要】 児童の防犯意識の向上を図るため、子ども向け防犯啓発用の手帳を作成して、全小学校入学児童に配付する。



子ども安全手帳

IV - 1 - (5) 夕焼けチャイムの放送

所管課：生涯学習・学校地域連携課

活動主体：北区（生涯学習・学校地域連携課）

- 【概要】 児童の防犯対策の一環として、帰宅を促す目安として、防災行政無線により、夕焼けチャイムを放送する。

2 学校等における安全対策の推進

学校をはじめ、幼稚園や保育園、児童館・子どもセンター、わくわく☆ひろば等、子どもを対象とした施設については、まず、何よりも安全であることが重要です。

また、外部から学校等に侵入して事件を引き起こした事例に見られるように、外部から容易に侵入することができるようでは、安全とは言えません。万が一、侵入された場合でも、子どもに被害が及ばないように努めることが重要です。

IV - 2 - (1) 不審者対応訓練の実施

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）

【概要】 防犯力向上のため、防犯推進員を中心に、区立幼稚園、保育園、児童館・子どもセンター、わくわく☆ひろば等の職員を対象に不審者対応訓練を実施する。

IV - 2 - (2) オートロック付き門扉の設置

所管課：学校改築施設管理課、保育課

活動主体：北区（学校改築施設管理課、保育課）

【概要】 不審者の侵入を防ぐため、区立小学校、区立幼稚園、保育園では、オートロック機能のついた門扉とする。

IV - 2 - (3) 学校周辺の防犯カメラの整備

所管課：学校改築施設管理課、学校支援課

活動主体：北区（学校改築施設管理課、学校支援課）

【概要】 学校周辺の安全を図るため、経年により老朽化した区立小中学校の防犯カメラの更新を行う。

コラム 4

子ども防犯教室と不審者対応訓練

区では、警察 OB で経験豊富な防犯推進員により、保育園や幼稚園、児童館・子どもセンター、わくわく☆ひろば等を対象に『子ども防犯教室』と『不審者対応訓練』を実施しています。

『子ども防犯教室』は、子どもたちが興味を持って聞ける紙芝居や DVD 等を使用して犯罪に遭わない方法を教えます。

なかでも「**いか**ない」「**の**らない」「**お**おごえをだす」「**す**ぐにげる」「**し**らせる」をまとめた標語「**いか・の・お・す・し**」は、

子どもにも覚えやすく非常に効果的です。子どもが自分で自分の身を守れるよう、保育園や幼稚園等と協力しながら今後も防犯教室を実施し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指していきます。

『不審者対応訓練』は、施設に不審な人物が現れた場合に備え、防犯推進員が施設職員向けに講義を行っています。訓練では、不審者役



を演じる防犯推進員に対しどう対応するかを学びます。さすまたを活用して一斉に取り押さえる練習や、相手に掴まれた場合の切り替えしの方法等を、実践に近い形式で学びます。出入口は常に閉められ、来客にはインターホンで対応するため容易には侵入できない

環境が各所で整えられていますが、万が一の有事に備え、こうした職員向けの訓練を今後とも継続して実施していきます。

IV - 2 - (4) 保育園への防犯カメラの設置

所管課：保育課

活動主体：北区（保育課）

【概要】 不審者対策や犯罪抑止等のため、保育園に防犯カメラを設置する。

IV - 2 - (5) モニター付インターホンの設置

所管課：学校改築施設管理課、子どもわくわく課、保育課

活動主体：北区（学校改築施設管理課、子どもわくわく課、保育課）

【概要】 不審者対策として、区立幼稚園、保育園、学童クラブ等に訪問者を確認できるモニター付インターホンを設置する。

IV - 2 - (6) 非常通報装置「学校110番」の設置

所管課：学校改築施設管理課、子どもわくわく課、保育課

活動主体：北区（学校改築施設管理課、子どもわくわく課、保育課）

【概要】 侵入者対策のため、区立小中学校、区立幼稚園、保育園、児童館・子どもセンター、学童クラブ等において、緊急時に警察に通報することができる「学校110番」を設置する。



学校110番(左:受理用電話機、右:通報ボタン)

IV - 2 - (7) 防犯資機材の配備

所管課：学校支援課、子どもわくわく課、保育課

活動主体：北区（学校支援課、子どもわくわく課、保育課）

- 【概要】 侵入者対策のため、区立小学校、区立幼稚園、保育園、児童館・子どもセンター、学童クラブ等にさすまたなどの防犯資機材を配備する。
また、定期的に防犯資機材を活用した防犯訓練を実施する。

IV - 2 - (8) 保育園への防犯ブザー等の配備

所管課：保育課

活動主体：北区（保育課）

- 【概要】 防犯対策のため、保育園等に防犯ブザーや催涙スプレー等を配備し、防犯訓練等にて取扱い方法の習得を図る。

IV - 2 - (9) 放課後子ども総合プランの推進

所管課：子どもわくわく課

活動主体：北区（子どもわくわく課）

- 【概要】 安全・安心な子どもの居場所、生活の場の提供のため、放課後子ども教室と学童クラブを一体的に運営する放課後子ども総合プランを平日の放課後や土曜日、長期休業中に開催する。

IV - 2 - (10) 防犯啓発プレートの設置

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）

- 【概要】 子どもに対する防犯啓発のため、公園や児童遊園、区立小学校等子どもを対象とした施設を中心に、不審者等に会ったときの対応方法を記載した防犯啓発プレートを設置する。

IV - 2 - (11) 不審者対応マニュアルの作成・活用

所管課：教育指導課、子どもわくわく課、保育課

活動主体：北区（教育指導課、子どもわくわく課、保育課）

- 【概要】 区立小中学校、区立幼稚園、保育園、児童館・子どもセンター、学童クラブ等において不審者等に迅速かつ適切な対応を図るため、マニュアルを作成し、活用する。

3 通学路等の安全対策の推進

子どもが被害者となる事件・事故は、その大半が、登下校中に発生しています。事前に、定期的な安全点検を行い通学路等の中で危険と思われる場所を把握し、必要な対策を講じることは、犯罪を未然に防止する上からも非常に重要です。

そこで、学校ごとの通学路等の安全点検を実施して、安心して通学等ができるように改善を行うなどの安全対策を推進します。

★ IV-3-(1) 警察官による立ち寄り警戒の実施

所管課：教育指導課

活動主体：北区（教育指導課）、警察

【概要】 児童の犯罪被害防止のため、警察官が小学校への立ち寄り、学校周辺や通学路等の警戒活動を実施する。



学校登下校パトロールの様子

IV-3-(2) 子ども安全ボランティア登録制度の推進

所管課：生涯学習・学校地域連携課

活動主体：北区（生涯学習・学校地域連携課）、区民

【概要】 地域全体で子どもの安全を見守る活動を行うため、各区立小学校単位で、PTA、地域住民等に協力いただく「子ども安全ボランティア」制度の推進を図る。

IV - 3 - (3) 子ども110番事業への支援

所管課：生涯学習・学校地域連携課

活動主体：北区（生涯学習・学校地域連携課）、区民、警察

【概要】小学生の登下校時の安全確保のため、子どもが緊急時に逃げ込める通学路周辺の民家、事業所等にプレートを貼付するPTA活動を支援する。

IV - 3 - (4) 通学路の安全点検の実施

所管課：学校支援課、施設管理課、道路公園課

活動主体：北区（学校支援課、施設管理課、道路公園課）、警察、区民

【概要】小学生の登下校時の安全確保のため、区立小学校の通学路を警察、PTAと協力して、子どもの安全に関する総合的な点検を行う。

IV - 3 - (5) 遊具点検の実施

所管課：道路公園課、学校改築施設管理課、子どもわくわく課、保育課

活動主体：北区（道路公園課、学校改築施設管理課、子どもわくわく課、保育課）

【概要】子どもの安全対策として、公園や学校等の遊具を計画的に点検する。点検結果に基づき、必要に応じて、補修または撤去などを行う。

IV - 3 - (6) 小学生への防犯ブザーの配付

所管課：生涯学習・学校地域連携課、危機管理課

活動主体：北区（生涯学習・学校地域連携課、危機管理課）

【概要】児童の防犯対策のため、小学生に防犯ブザーを配付する。



防犯ブザー

4 子どもの安全のための連携推進

子どもを守るための取り組みは、学校をはじめ、区や警察など、行政のみの対応では決して十分とは言えず、保護者をはじめ、町会や自治会、関係団体など地域全体で取り組むことが大切です。そのためには、それぞれの役割分担を明確にした上で、その役割を責任持って果たしていくことが重要です。

そこで、学校をはじめ、区や警察など、保護者、町会、自治会、関係機関などが役割分担を明確にするとともに、連携を図りながら、子どもの安全確保のための取り組みを推進します。

IV - 4 - (1) 北区サポートチーム協議会の設置・運営

所管課：教育指導課

活動主体：北区（教育指導課）、警察、関係団体、区民

【概要】 児童・生徒にかかわる問題の迅速かつ適切な解決に向けて、区立小中学校の児童・生徒のいじめや虐待、経済状況に起因する貧困や生活指導上の問題などで、複数の関係機関が連携して支援する必要があると判断されるケースについて、相互に連携して対応する「北区サポートチーム」をその都度発足し、対応する。

本チームは、警察、児童相談所、保護司、民生委員及び学校の関係機関で組織する。

IV - 4 - (2) 合同連絡会議の開催

所管課：生涯学習・学校地域連携課、地域振興課

活動主体：北区（生涯学習・学校地域連携課、地域振興課）、区民、関係団体

【概要】 子どもの健全かつ安全な生活に向けて、青少年地区委員会、町会・自治会、保護司会等が連携して夏休み・冬休みなどの長期休業対策について協議する合同連絡会議を開催する。

IV - 4 - (3) 愛の一声運動の実施

所管課：生涯学習・学校地域連携課、地域振興課

活動主体：北区（生涯学習・学校地域連携課、地域振興課）

【概要】 子どもの犯罪抑止や非行対策のため、青少年地区委員会、母の会、町会・自治会、小中学校PTA等が連携してパトロールを実施し、防犯や非行防止の呼びかけを行う。

IV - 4 - (4) 子ども見守りネットワークの活用

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課、総務課、地域振興課、教育指導課、障害者福祉センター、子どもわくわく課、保育課）

- 【概要】 子どもを犯罪から守るため、子どもを狙った犯罪などが発生した場合に、小学校や保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）等の関係施設の所管課に対し、一斉にメール送信する等、各施設への迅速な周知を行う。

IV - 4 - (5) 地域ふれあいパトロールの実施

所管課：子どもわくわく課

活動主体：北区（子どもわくわく課）、区民

- 【概要】 児童の安全対策の一環として、児童館・子どもセンター、学童クラブ周辺でパトロールを実施する。



V 防犯のためのしくみづくり

地域を安全で安心なまちにするためには、まず、多くの区民が積極的に生活安全のための取り組みに参加することが大切です。そして、そうした活動を行っている個人や団体が連携して防犯のための取り組みを行っていくことが必要です。さらに、区をあげたネットワークの構築を図ることも重要です。

そこで、一人でも多くの区民が参加できるようなしくみを構築するとともに、地域における安全性を高めるための多様なネットワークの構築など、区民と協働した防犯のためのしくみづくりに取り組みます。

1 地域安全活動の参加促進

地域の安全を推進するには、一人でも多くの区民が参加することで、防犯パトロールをはじめとする地域安全活動の推進を図ることが必要です。

そこで、こうした活動に対する積極的な参加を促すとともに、参加を希望する人々に対して、活動団体に関する情報を提供するとともに、団体結成に関する助言など、必要に応じた取り組みの推進を図ります。

V-1-(1) 北区安全・安心ネットワーク加入団体の募集

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）

【概要】地域の安全・安心のため、地域において定期的にボランティアでパトロールを行っていただく区民や区内事業者等を募集する。

V-1-(2) 北区安全・安心情報メール登録者の募集

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）

【概要】地域の安全・安心のため、区内の防犯情報等を不定期に送信する北区安全・安心情報メールへの登録者を募集する。

★ V-1-(3) 防犯（学生）パトロールの加入促進

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課）

【概要】地域の防犯力向上のため、区内に所在する大学生を中心とした若い世代に対し、防犯ボランティアへの加入を促進する。

V-1-(4) (再掲) ホームページを活用した情報提供

2 地域における防犯ネットワークの推進

地域の安全を推進するには、各活動団体が単独で活動することも必要ですが、それぞれの活動団体が、連携することでより効果的な取り組みとなります。また、区民、事業者、関係団体、関係機関等による連携を図る必要もあります。

そこで、同じ目的を有する活動団体が相互に連携して取り組むことができるような地域における防犯ネットワークの構築を推進します。

V-2-(1) 各小学校における子ども安全対策協議会の設置

所管課：生涯学習・学校地域連携課

活動主体：北区（生涯学習・学校地域連携課）、関係団体、区民

【概要】 子どもの安全に向けた取組の推進を図るため、各小学校に警察、PTA、地域住民等による意見交換や情報交換を行う場としての協議会を設置する。

V-2-(2) おたがいさまネットワーク等を活用した見守り体制の充実

所管課：長寿支援課

活動主体：北区（長寿支援課）、関係団体、区民

【概要】 高齢者の防犯対策にも資するべく、支援を求めている高齢者に対し、適切な支援ができるように、関係者が協力しあえるネットワークの充実を図る。

V-2-(3) 高齢者虐待防止センターの運営

所管課：高齢福祉課

活動主体：北区（高齢福祉課）

【概要】 高齢者に対する虐待を防止するため、高齢者等からの相談を受け付けるとともに、虐待事案への対応を行う。

V-2-(4) 障害者虐待防止センターの運営

所管課：障害福祉課

活動主体：北区（障害福祉課）

【概要】 障害者に対する虐待を防止するため、障害者等からの相談を受け付けるとともに、虐待事案への対応を行う。

V - 2 - (5) 児童虐待未然防止事業の実施

所管課：子ども家庭支援センター

活動主体：北区（子ども家庭支援センター）

【概要】 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・支援、保護者支援を行うため、要保護児童対策地域協議会を開催し、児童虐待防止のネットワーク化を図る。

V - 2 - (6) 配偶者暴力相談支援センターの運営

所管課：多様性社会推進課

活動主体：北区（多様性社会推進課）

【概要】 被害者を配偶者からの暴力から守るため、被害者からの相談を受け付けるとともに、関係機関と連携し、総合的な被害者支援を行う。

コラム 5

警視庁のマスコットキャラクター



ピーポくん

都民と警視庁のきずなを強めるため「親しまれ、信頼される警視庁」をテーマに誕生しました。

人々の「ピープル」と、警察の「ポリス」の頭文字をとり、都民と警視庁のかけ橋になることを願って「ピーポくん」と名づけられました。

テワタサナイヌ

現金手渡し型のオレオレ詐欺防止を訴求するという目的で平成 25 年に誕生。 犯人が現金を受け取りにくる手口への注意喚起である“知らない人にお金を“テワタサナイ”と童謡でおなじみの『犬のお巡りさん』に由来。



ストッポ君

振り込め詐欺などの特殊詐欺への注意を呼び掛ける、キャラクター。名称は、犯罪被害に歯止めをかけることを意味する「ストップ」と警察の「ポリス」をかけたもの。

3 区民等と区の協働の推進

地域の安全を推進するためには、区民、事業者、関係団体及び関係機関等と区が、互いに連携・協働して取り組んでいくことが必要です。

そこで、必要に応じて、それぞれが協議できる場を設定したり、協働事業を実施したりするなど、地域における協働を推進します。

V-3-(1) 東京都北区生活安全推進協議会の開催

所管課：危機管理課

活動主体：北区、関係機関、関係団体

【概要】 東京都北区生活安全条例に基づき、北区の安全・安心に関する取り組みについて協議を行うため、東京都北区生活安全推進協議会を開催する。



協議会の様子

V-3-(2) 北区生活安全推進協議会連絡委員会の開催

所管課：危機管理課

所管課：北区、関係機関、関係団体

【概要】 東京都北区生活安全推進協議会の円滑な運営に向けて、本協議会の下部組織として、東京都北区生活安全推進協議会連絡委員会を設けている。

V - 3 - (3) 東京都北区「安全・安心」・快適戦略推進本部の開催

所管課：危機管理課

活動主体：北区

- 【概要】 北区における4大戦略の一つである「安全・安心」・快適戦略を全庁的に推進するため、「安全・安心」・快適戦略本部を適宜開催している。
本部の構成としては、本部長を副区長とし、副本部長は危機管理室長、本部員は各部長である。

V - 3 - (4) 暴力団排除にむけたしくみづくりの推進

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課等）

- 【概要】 「安全で安心してらせるまち、北区」の更なる実現に向けて、区民、事業者及び関係行政機関等が連携して地域社会全体として暴力団を排除するためのしくみづくりを推進していく。

V - 3 - (5) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた安全・安心なまちづくりに関する協議の推進

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課等）、警察

- 【概要】 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、国際テロ等の未然防止対策や治安対策など安全・安心なまちづくりの強化を目的として、区と区内3警察署において、国際テロ等の未然防止対策、防犯カメラ対策、交通安全対策、地震・風水害対策等について協議を推進していく。

V-3-(6) 北区ながら見守り活動の推進

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課等）、警察、郵便局、信用金庫

- 【概要】 犯罪の未然防止対策や治安対策など安全・安心まちづくりをさらに強化するため、区と王子・赤羽郵便局、東京都信用金庫協会及び区内3警察署と協定を締結し、犯罪・事故等の情報収取や局員・しんきん員による見守り活動の実行、各種犯罪情報の提供等を推進していく。
さらに、今後は連携・協力が得られる事業者を増やしていく。



ステッカーを貼った郵便車

V-3-(7) 中小企業のサイバーセキュリティ対策の推進

所管課：危機管理課

活動主体：北区（危機管理課等）、警察、東京商工会議所北支部

- 【概要】 区、東京商工会議所北支部、警察署は、サイバーセキュリティに関する協定を締結し、相互に協力して、区内に所在する中小企業の事業者におけるサイバーセキュリティ意識の向上及びサイバー犯罪による被害防止を図る。



締結式の様子

第4章 計画の実現に向けて

1. 基本的な役割分担

生活安全の推進にあたっては、区民、関係団体、事業者、警察・消防などの関係機関及び区が緊密な連携の下、一体となって推進していくことが重要です。

そのため、それぞれが基本的に果たすべき役割を以下のとおりとします。

(1) 区の役割

- 生活安全に関する広報及び啓発
- 区民、関係団体、事業者、土地所有者等による生活安全に関する自主的活動に対する支援
- 生活安全を推進するための環境の整備
- 区民の生活安全のための施策の推進
- 関係機関、関係団体、事業者、土地所有者等及び区民との緊密な連携の構築及び推進
- 新たな建築物の防犯への配慮について警察との協議を指導

(2) 区民の役割

- 自らの生活が安全に営まれる環境の確保への努力
- 区などが実施する生活安全に関する施策への協力
- 生活安全に関する自主的活動への積極的な参加

(3) 警察の役割

- 区民の防犯等の確保に必要な措置の実施
- 区などが実施する防犯等に関する施策への積極的な協力
- 区、関係団体、事業者、土地所有者等及び区民に対して、防犯等に関する情報提供への努力

(4) 消防の役割

- 放火予防に必要な措置の実施
- 区などが実施する放火予防に関する施策への積極的な協力
- 区、関係団体、事業者、土地所有者等及び区民に対して、放火予防に関する情報提供への努力

(5) 関係団体の役割

- 区などが実施する生活安全に関する施策への協力

(6) 事業者の役割

- 犯罪を防止するための設備の設置その他必要な措置の実施
- 区などが実施する生活安全に関する施策への協力
- 区民の生活安全を阻害するおそれのある勧誘、宣伝行為の自粛

(7) 土地所有者等の役割

- 所有、占有又は管理する土地又は建築物等に係る安全な環境の確保への努力
- 区民の生活安全のために必要な措置の実施

○ 区などが実施する生活安全に関する施策への協力

2. 区における推進体制の整備

区はこれまで、北区生活安全条例の制定をはじめ、庁内・区内にそれぞれ推進の拠り所となるしくみを構築するなど、積極的に取り組んできました。

今後も、これまでの仕組みを生かしつつ、さらに機能強化を図るとともに、必要に応じて、新たな組織を構築するなど、プランの着実な推進を図ります。

(1) 東京都北区生活安全推進協議会

東京都北区生活安全条例の推進に資するため、区内の関係団体の代表者等により構成する組織で、定期的を開催しています。

また、本協議会の下部組織である東京都北区生活安全推進協議会連絡委員会についても、同様の取り組みに努めます。

(2) 北区安全・安心ネットワーク

誰もが安全で安心して生活することのできる地域環境を整備するため、区民、事業者及び関係機関が連携しながらネットワークの構築を図っています。

また、登録した団体・事業者へは情報提供や活動事例の共有化などにより、活動の活発化を進めます。

(3) 「安全・安心」・快適戦略推進本部

北区基本計画において、区民と協働のもと誰もが安全で安心して暮らせる快適な社会を創出するとともに、これらの新たな課題に対して適切かつ迅速な対応を図るため、「安全・安心」・快適戦略を掲げています。そして、副区長を本部長として教育長及び各部長を本部員とする「安全・安心」・快適戦略推進本部を設置して、全庁的な推進を図っています。

3. 国・東京都との連携強化

施策の推進にあたっては、北区における生活安全の課題に適切に対応していくためには、広域的・制度的な対応が必要となっています。このため、国や東京都と連携した取り組みを推進するとともに、必要に応じて提案・要望を行っていきます。

4. 計画的な推進

プランの推進にあたっては、区民のニーズや社会情勢の変化などをふまえ、毎年度、事業計画を作成し、「北区生活安全推進協議会」における審議を経て、計画的な推進に努めます。

東京都北区生活安全条例

平成一五年一月五日
条例第三七号

(目的)

第一条 この条例は、区民の生活安全に関する意識の高揚を図るとともに、地域における犯罪を防止するため、東京都北区（以下「区」という。）、関係機関、関係団体、事業者、土地所有者等及び区民が、相互に連携した活動を行うことにより、安心して生活することができるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 区民 区の区域内に居住又は滞在する者（区内を通過するものを含む。）をいう。
- 二 生活安全 犯罪から区民の生命、身体及び財産を守り、区民が安心して生活することができることをいう。
- 三 関係機関 区の区域を管轄する警察署、消防署その他の生活安全に関する事務を所管する官公庁をいう。
- 四 関係団体 防犯協会等、生活安全に関する活動を行う団体をいう。
- 五 事業者 区内で事業活動を行う者をいう。
- 六 土地所有者等 区内に所在する土地又は建築物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(区の責務)

第三条 区は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するよう努めるものとする。

- 一 生活安全に関する広報及び啓発
 - 二 区民、関係団体、事業者、土地所有者等による生活安全に関する自主的活動に対する支援
 - 三 生活安全を推進するための環境の整備
 - 四 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な事項
- 2 区は、前項の施策の実施にあたっては、関係機関、関係団体、事業者、土地所有者等及び区民と緊密な連携を図るものとする。
- 3 区は、共同住宅及び店舗その他の不特定多数の者が利用する建築物であつて、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定めるものについて建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定により区の建築主事の確認を受けよ

うとする建築主に対し、犯罪の防止に配慮した設備の設置に関して、当該建築物の所在地を管轄する警察署と協議するよう指導するものとする。

(区民の責務)

第四条 区民は、自らの生活が安全に営まれる環境の確保に努めるとともに、区などが実施する生活安全に関する施策に協力するものとする。

(関係機関の責務)

第五条 関係機関は、区民の生活安全の確保に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、区などが実施する生活安全に関する施策に積極的に協力するものとする。

2 関係機関は、区、関係団体、事業者、土地所有者等及び区民に対し、生活安全に関する情報提供に努めるものとする。

(関係団体の責務)

第六条 関係団体は、区などが実施する生活安全に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、事業活動を行うにあたり、犯罪を防止するための設備の設置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、区などが実施する生活安全に関する施策に協力するものとする。

3 事業者は、区民の生活安全を阻害するおそれのある勧誘、宣伝行為等を自粛しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第八条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建築物その他の工作物に係る安全な環境の確保及び区民の生活安全の確保に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、区などが実施する生活安全に関する施策に協力するものとする。

(生活安全推進協議会の設置)

第九条 区は、この条例の目的を達成するため生活安全推進協議会を置く。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

東京都北区生活安全条例施行規則

平成一六年三月一七日
規則第八号

改正 平成一七年 三月三十一日規則第五七号
平成一九年 三月三〇日規則第四三号
平成二〇年 三月二七日規則第二一号

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区生活安全条例（平成十五年十二月東京都北区条例第三十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築主に対する指導)

第二条 条例第三条第三項に規定する建築物は次のとおりとする。

- 一 共同住宅で階数が三階建て以上又は十五戸以上の戸数を有するもの
- 二 物品販売業を営む店舗で、延べ面積が五百平方メートル以上のもの
- 三 コンビニエンスストアその他の長時間営業の店舗
- 四 飲食店で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの
- 五 旅館、ホテル等の宿泊施設を有するもの
- 六 不特定多数の者が利用する遊技場、劇場、映画館等の用途に供するもの

(生活安全推進協議会)

第三条 条例第九条に規定する生活安全推進協議会として、東京都北区生活安全推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

2 推進協議会は、生活安全に関する問題の現状把握に努めるとともに、生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項について協議する。

(推進協議会の組織)

第四条 推進協議会は、三十五人以内の委員で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- 一 防犯協会の代表者
- 二 町会、自治会及び青少年関係団体等の代表者
- 三 東京都北区議会議員
- 四 学識経験者
- 五 東京都北区（以下「区」という。）の区域を管轄する警察署、消防署及び区の職員
- 六 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

2 委員の任期は二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任

期は前任者の残任期間とする。

3 推進協議会に会長を置き、区長をもつて充てる。

4 会長は、推進協議会を招集し、会務を総理する。

5 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(連絡委員会の設置)

第五条 推進協議会に、第三条第二項に規定する協議に必要な事項を調査審議させるため、及びその運営に関する事項を審議させるため、東京都北区生活安全推進協議会連絡委員会（以下「連絡委員会」という。）を置く。

(庶務)

第六条 推進協議会及び連絡委員会に関する庶務は、危機管理室危機管理課において処理する。

(委任)

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

付 則（平成一七年三月三十一日規則第五七号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

付 則（平成一九年三月三〇日規則第四三号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則（平成二〇年三月二七日規則第二一号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

東京都北区生活安全推進協議会設置要綱

16北総総第47号

平成16年4月7日

(目的)

第1条 この要綱は、東京都北区生活安全条例（平成15年12月東京都北区条例第37号。以下「条例」という。）第9条に規定する生活安全推進協議会（以下「推進協議会」という。）の設置について、条例、東京都北区生活安全条例施行規則（平成16年3月東京都北区規則第8号。以下「規則」という。）で定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(防犯協会の代表者)

第2条 規則第4条第1項第1号の防犯協会の代表者は、次に掲げる者とする。

- (1) 王子防犯協会会長
- (2) 赤羽防犯協会会長
- (3) 滝野川防犯協会会長
- (4) 王子アパート・マンション防犯協力会会長
- (5) 赤羽アパート・マンション防犯協力会会長

(町会、自治会及び青少年関係団体等の代表者)

第3条 規則第4条第1項第2号の町会、自治会及び青少年関係団体等の代表者は、次に掲げる者とする。

- (1) 王子地区町会自治会連合会会長
- (2) 赤羽地区町会自治会連合会会長
- (3) 滝野川自治会連合会会長
- (4) 北区商店街連合会会長
- (5) 公益社団法人王子法人会会長
- (6) 青少年地区協議会会長
- (7) 区立小学校PTA連合会会長
- (8) 区立中学校PTA連合会会長
- (9) 北区内私立小学校、私立中学校及び私立高等学校の代表者
- (10) 北区民生委員・児童委員協議会会長
- (11) 北区シニアクラブ連合会会長

(東京都北区議会議員)

第4条 規則第4条第1項第3号の東京都北区議会議員は、東京都北区議会が推薦する議員2名とする。

(学識経験者)

第5条 規則第4条第1項第4号の学識経験者は、東京都北区情報公開・個人情報保護制度運営審議会会長とする。

(警察署、消防署及び区の職員)

第6条 条例第4条第1項第5号の警察署、消防署及び区の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 滝野川警察署長
- (2) 王子警察署長
- (3) 赤羽警察署長
- (4) 王子消防署長
- (5) 北区地域振興部長
- (6) 北区健康福祉部長
- (7) 北区まちづくり部長
- (8) 北区土木部長
- (9) 北区教育委員会事務局教育振興部長
- (10) 北区教育委員会事務局子ども未来部長
- (11) 区立小学校長会会長
- (12) 区立中学校長会会長

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の設置について必要な事項は危機管理室長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月7日から施行する。

付 則 (平成17年3月31日助役専決16北総総第1591号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年11月1日区長決裁17北総危第70号)

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

付 則 (平成18年12月1日区長決裁18北総危第133号)

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月31日区長決裁19北危危第1805号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年5月29日副区長専決20北危危第1166号)

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年12月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

東京都北区生活安全推進協議会連絡委員会設置要綱

16北総総第48号

平成16年4月7日

(目的)

第1条 この要綱は、東京都北区生活安全条例施行規則（平成16年3月東京都北区 規則第8号）第5条に規定する、東京都北区生活安全推進協議会連絡委員会（以下 「連絡委員会」という。）の設置及びその運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

- 第2条 連絡委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、危機管理室長の職にある者をもって充て、連絡委員会を統括する。
 - 3 副委員長は、一人とし、委員の中から委員長が指名し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 4 委員は、別表に掲げる職にある者とする。

(委員長の職務)

- 第3条 委員長は、連絡委員会を代表し、必要に応じ連絡委員会を開催する。
- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を連絡委員会に出席させることができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、連絡委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月7日から施行する。

付 則（平成17年3月31日助役専決16北総総第1592号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年12月1日区長決裁18北総危第134号）

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

付 則（平成20年5月16日区長決裁20北危危1139号）

この要綱は、平成20年5月16日から施行する。

付 則（平成 22 年 3 月 3 日副区長専決 21 北危危第 1889 号）
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 26 年 7 月 16 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別 表〈第 2 条関係〉

委員長	危機管理室長
委員	多様性社会推進課長
	防災課長
	地域振興課長
	産業振興課長
	健康福祉課長
	高齢福祉課長
	長寿支援課長
	障害福祉課長
	建築課長
	道路公園課長
	学校改築施設管理課長
	生涯学習・学校地域連携課長
	教育指導課長
	子ども未来課長
	子どもわくわく課長
	保育課長
	子ども家庭支援センター所長
	滝野川警察署生活安全課長
	王子警察署生活安全課長
	赤羽警察署生活安全課長
	王子消防署警防課長

東京都北区生活安全推進プラン検討委員会設置要綱

19 北危危第 1018 号

平成 19 年 4 月 10 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都北区生活安全条例施行規則（平成 16 年 3 月東京都北区規則第 8 号。）第 7 条に基づき、東京都北区生活安全条例（平成 15 年 12 月東京都北区条例第 37 号。以下「条例」という。）が目的とする事項にかかわる計画（以下「計画」という。）を検討するため、東京都北区生活安全推進プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、設置目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画（案）の決定に関する事項
- (2) その他区長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、危機管理室長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、警察署長の代表者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員会の構成員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委員会が第 2 条に規定する検討（案）を決定したときに満了する。

(会議)

第 5 条 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第 6 条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第7条 委員会の審議に必要な事項について調査研究するため、委員会の下に東京都北区生活安全推進プラン検討委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会の幹事長は、危機管理室長をもって充てる。
- 3 幹事会の幹事長は、幹事会を招集し、会務を総理する。
- 4 幹事会の構成員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、必要と認めるときは、幹事会の会議に前項に掲げる幹事以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、危機管理室危機管理課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は危機管理室長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月10日から施行する。

付 則（平成26年4月8日副区長専決26北危危第1030号）

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年7月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員長	区の代表者（危機管理室長）
副委員長	警察署の代表者
委員	防犯協会の代表者
	町会・自治会の代表者
	商店街の代表者
	PTAの代表者
	青少年地区協議会の代表者
	民生委員の代表者
	消防署の代表者

別表第2（第7条関係）

幹事長	危機管理室長
幹事	総務部多様性社会推進課長
	危機管理室防災課長
	危機管理室危機管理課長
	危機管理室生活安全担当副参事
	地域振興部地域振興課長
	地域振興部産業振興課長
	健康福祉部健康福祉課長
	健康福祉部高齢福祉課長
	健康福祉部長寿支援課長
	健康福祉部障害福祉課長
	まちづくり部建築課長
	土木部道路公園課長
	教育振興部学校改築施設管理課長
	教育振興部生涯学習・学校地域連携課長
	教育振興部教育指導課長
	子ども未来部子どもわくわく課長
	子ども未来部保育課長
	子ども未来部子ども家庭支援センター所長
	滝野川警察署生活安全課長
	王子警察署生活安全課長
	赤羽警察署生活安全課長
	王子消防署地域防災担当課長

東京都北区生活安全推進プラン検討委員会 名簿

平成31年4月1日現在

No.	役職	所 属		氏 名
1	委員	防犯協会の代表者	滝野川防犯協会会長	椿 貴喜
2	委員	町会・自治会の代表者	北区町会自治会連合会会長	小川 孝
3	委員	商店街の代表者	北区商店街連合会会長	尾花 秀雄
4	委員	青少年地区委員会の代表者	北区青少年地区協議会会長	鈴木 将雄
5	委員	PTAの代表者	北区小学校PTA連合会副会長	桑田 美佳
6	委員	民生委員の代表者	北区民生委員・児童委員協議会会長	足立賢一郎
7	委員	消防署の代表者	王子消防署署長	遠藤 幹雄
8	副委員長	警察署の代表者	王子警察署署長	矢野 誠
9	委員長	区の代表者	危機管理室長	小宮山庄一

(敬称略)

東京都北区生活安全推進プラン検討委員会幹事会 名簿

平成31年4月1日現在

No.	役職	所 属		氏 名	
1	幹事長	危機管理室	危機管理室長	小宮山庄一	
2	幹 事	総務部	多様性社会推進課長	茅根 薫	
3		危機管理室	防災課長	伊藤 元司	
4			危機管理課長	荻田 浩成	
5			生活安全担当副参事	富澤 文彦	
6			地域振興部	地域振興課長	関谷 幸子
7				産業振興課長	馬場 秀和
8		健康福祉部		健康福祉課長	飯窪 英一
9			高齢福祉課長	岩田 直子	
10			長寿支援課長	酒井 史子	
11			障害福祉課長	加藤 富男	
12		まちづくり部	建築課長	西山 仁	
13		土木部	道路公園課長	杉戸 代作	
14		教育振興部	学校改築施設管理課長	鈴木 正彦	
15			生涯学習・学校地域連携課長	江田 譲	
16			教育指導課長	山崎 隆	
17		子ども未来部	子どもわくわく課長	氏江 章	
18			保育課長	高木 俊茂	
19			子ども家庭支援センター所長	清田 初枝	
20		滝野川警察署	生活安全課長	小久江 亮	
21		王子警察署	生活安全課長	四ツ倉 努	
22		赤羽警察署	生活安全課長	佐藤 貢	
23		王子消防署	地域防災担当課長	近藤 景子	

(敬称略)

東京都北区生活安全推進プラン 改定経過

東京都北区生活安全推進協議会

年度	開催日	内 容
平成30年度	平成31年2月5日	・北区生活安全推進プラン改定について
令和元年度	令和2年 2月5日	・東京都北区生活安全推進プラン（案）の審議について

東京都北区生活安全推進プラン検討委員会

回	開催日	内 容
第1回	令和元年 5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・北区生活安全推進プランについて ・北区生活安全推進プラン改定スケジュール等について ・プラン改定の背景と重点的な取組みについて（案）
第2回	令和元年 7月31日	・東京都北区生活安全推進プラン（素案）について
第3回	令和元年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都北区生活安全推進プラン（素案）パブリックコメント実施結果について ・東京都北区生活安全推進プラン（案）について

東京都北区生活安全推進プラン検討委員会幹事会

回	開催日	内 容
第1回	令和元年 5月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・北区生活安全推進プランについて ・北区生活安全推進プラン改定スケジュール等について ・プラン改定の背景と重点的な取組みについて（案）
第2回	令和元年 7月23日	・東京都北区生活安全推進プラン（素案）について
第3回	令和元年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都北区生活安全推進プラン（素案）パブリックコメント実施結果について ・東京都北区生活安全推進プラン（案）について

東京都北区生活安全推進プラン（素案）に関するパブリックコメント実施結果

1. 意見提出期間 令和元年10月1日（火）～令和元年10月31日（木）
2. 周知方法 北区ニュース（10月1日号）、北区ホームページ、区政資料室、
地域振興室、区立図書館、危機管理課
3. 意見提出者 0人

区内刑法犯の罪種別及び手口別認知件数（年別）

（単位：件）

年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
合 計	3,824	3,377	3,511	3,157	2,797
凶悪犯	33	13	14	20	15
（強盗）	15	8	11	16	11
（その他）	18	5	3	4	4
粗暴犯	202	224	257	261	237
（凶器準備集合）	0	0	0	0	0
（暴行）	104	115	130	122	130
（傷害）	79	87	101	118	78
（脅迫）	15	14	20	13	12
（恐喝）	4	8	6	8	17
侵入窃盗	170	141	134	119	113
（金庫破り）	6	3	4	2	1
（学校荒らし）	2	1	0	3	2
（事務所荒し）	15	13	9	8	8
（出店荒し）	19	33	25	35	11
（空き巣）	107	61	63	41	62
（忍込み）	7	9	5	9	14
（居空き）	4	14	5	4	4
（その他）	10	7	23	17	11
非侵入窃盗	2,645	2,292	2,434	2,051	1,771
（自動車盗）	6	3	3	7	1
（オートバイ盗）	80	70	35	24	17
（自転車盗）	1,624	1,251	1,314	1,102	944
（車上ねらい）	107	128	137	120	59
（自販機ねらい）	17	18	17	8	10
（工事場狙い）	11	20	13	27	16
（すり）	43	32	49	39	32
（ひったくり）	19	17	18	22	15
（置引き）	52	43	70	39	53
（万引き）	227	282	376	316	275
（その他）	459	428	402	347	349
その他	774	707	672	706	661
（詐欺）	181	166	153	223	219
（占有離脱物横領）	136	124	104	107	82
（その他知能犯）	11	5	12	9	16
（賭博）	0	0	6	0	0
（その他刑法犯）	446	412	397	367	344

（出典：警視庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」より）

区内刑法犯の罪種別認知件数(町別)

(単位:件)

年	合計	王子地区										赤羽地区										滝野川地区													
		王子	豊島	堀船	東十条	王子本町	岸町	中十条	十条台	十条仲原	十条	神谷	赤羽	西が丘	赤羽西	志茂	岩淵町	赤羽台	赤羽南	赤羽北	浮間	桐ヶ丘	滝野川	西ヶ原	柴町	上中里	中里	昭和町	田端新町	東田端	田端				
平成26年	合計	1,349	439	233	70	179	47	34	81	17	82	167	1,688	119	588	40	203	154	38	76	101	116	195	58	244	98	14	46	75	40	62	124	84		
	凶悪犯	3	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	19	1	2	0	6	3	1	1	0	0	3	2	11	3	0	0	0	1	0	4			
	粗暴犯	72	18	10	2	17	3	2	4	0	4	12	96	3	45	2	4	6	1	4	12	6	10	3	34	15	0	4	2	3	1	4	2		
	侵入窃盗	44	4	4	6	8	0	2	14	1	1	4	70	3	11	2	10	19	1	7	2	5	8	2	56	11	2	11	5	1	15	0	4		
	非侵入窃盗	956	342	168	37	122	26	21	46	13	61	120	1,158	85	432	30	140	90	24	50	69	74	129	35	531	168	63	7	22	55	22	35	108	51	
その他	774	274	50	25	32	17	9	17	3	16	31	345	27	98	6	43	36	11	14	18	31	45	16	155	47	22	5	9	13	14	10	12	23		
平成27年	合計	1,095	366	187	53	153	41	23	47	11	63	151	1,564	132	585	54	162	120	40	61	78	101	181	50	718	212	87	11	43	81	40	54	123	67	
	凶悪犯	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	7	1	4	0	0	0	1	0	0	0	1	0	4	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	粗暴犯	52	14	6	2	6	1	0	6	2	5	10	123	3	64	4	8	7	1	5	15	7	7	2	49	17	4	2	2	2	2	6	9	5	
	侵入窃盗	42	3	3	6	4	1	2	2	0	7	14	60	5	13	1	8	5	1	3	2	8	6	8	39	14	5	1	4	2	3	3	4	3	
	非侵入窃盗	786	292	138	31	120	22	15	26	6	38	98	1,030	95	403	35	106	79	31	41	44	60	117	19	476	136	61	4	28	57	29	28	95	38	
その他	707	213	57	39	14	23	17	6	13	3	28	344	28	101	14	40	29	6	12	17	26	50	21	150	42	17	4	9	20	6	16	15	21		
平成28年	合計	1,109	372	179	63	171	50	20	62	15	54	123	1,727	147	654	51	217	127	37	59	81	113	192	49	675	215	82	15	40	58	45	65	78	77	
	凶悪犯	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	5	0	0	1	0	0	0	0	1	0	5	1	1	0	1	1	0	0	0	1	
	粗暴犯	129	16	12	2	11	3	1	2	1	3	78	145	7	65	4	17	7	2	1	20	7	13	2	47	9	5	3	8	3	5	7	5	2	
	侵入窃盗	47	7	10	1	6	3	3	6	0	6	5	50	3	11	0	16	2	2	4	3	2	7	0	37	12	4	0	2	6	4	3	1	5	
	非侵入窃盗	797	295	124	43	132	33	15	34	8	35	78	1,212	118	494	32	150	89	27	41	43	66	126	26	425	138	50	5	19	39	23	48	54	49	
その他	672	198	52	33	17	22	11	1	20	6	10	26	313	19	79	15	34	28	6	13	15	38	45	21	161	55	22	7	10	9	13	7	18	20	
平成29年	合計	956	344	174	39	129	30	18	56	8	42	116	1,550	155	626	29	164	123	33	65	72	91	160	32	651	224	112	7	31	37	36	45	74	85	
	凶悪犯	5	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	11	0	1	0	5	0	0	0	1	2	2	0	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗暴犯	63	21	10	2	8	1	1	3	1	5	11	149	8	69	2	9	9	3	5	14	7	21	2	49	18	5	0	3	1	3	3	9	7	
	侵入窃盗	48	10	8	1	2	4	1	5	2	10	5	49	5	16	4	4	10	0	5	3	0	2	0	22	7	5	1	2	1	1	2	0	3	
	非侵入窃盗	662	255	115	29	98	18	10	36	4	22	75	1,006	105	442	15	111	76	20	38	39	55	83	22	383	132	61	6	19	22	24	30	50	39	
その他	706	178	56	39	7	21	7	6	11	1	5	335	37	98	8	35	28	10	17	15	27	52	8	193	64	40	0	7	13	8	10	15	36		
平成30年	合計	836	291	156	36	118	24	16	41	8	39	107	1,354	110	537	28	181	110	31	44	60	78	144	31	607	219	80	8	25	44	36	44	103	48	
	凶悪犯	4	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	9	0	4	0	0	1	0	0	0	0	3	1	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	
	粗暴犯	67	24	13	4	10	1	1	2	0	2	10	127	4	65	1	12	6	5	3	9	4	15	3	43	11	7	0	5	3	3	1	9	4	
	侵入窃盗	27	2	7	1	4	1	2	3	0	4	3	51	8	10	4	5	11	5	0	1	2	4	1	35	21	5	0	0	3	2	3	1	0	
	非侵入窃盗	549	211	94	22	81	12	9	20	7	25	68	865	75	362	17	123	65	15	24	35	55	83	11	357	111	44	4	12	25	22	30	86	23	
その他	661	189	53	42	7	23	9	4	16	1	8	302	23	96	6	41	27	6	17	15	17	39	15	170	75	24	4	8	13	9	9	7	21		

(出典:警視庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」より)

区内火災発生件数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
件数	100件	100件	82件	105件	99件
焼損床面積	663 m ²	427 m ²	572 m ²	549 m ²	548 m ²
焼損表面積	151 m ²	468 m ²	322 m ²	179 m ²	220 m ²
死者	6名	4名	3名	1名	3名
傷者	14名	14名	23名	25名	18名

(出典: 北区生活安全推進協議会資料「火災発生状況」より作成)

区内原因別火災発生状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
放火(疑いを含む)	31件	32件	12件	20件	22件
たばこ	21件	17件	16件	26件	22件
ガステーブル等 (使用放火含む)	7件	16件	17件	13件	7件
大型ガスこんろ	0件	4件	0件	3件	3件
電気ストーブ	1件	1件	3件	2件	5件

(出典: 北区生活安全推進協議会資料「火災発生状況」より作成)

地域振興室管内別防犯カメラ設置台数

令和元年12月末現在

地区	地域振興室	台数	小計	合計
王子	十条台地域振興室	76	215	793
	王子地域振興室	37		
	豊島地域振興室	7		
	十条地域振興室	33		
	東十条地域振興室	35		
	堀船地域振興室	27		
赤羽	神谷地域振興室	4	184	
	赤羽西地域振興室	20		
	志茂地域振興室	44		
	赤羽地域振興室	33		
	赤羽北地域振興室	48		
	浮間地域振興室	22		
	桐ヶ丘地域振興室	13		
滝野川	滝野川西地域振興室	75	394	
	滝野川東地域振興室	69		
	西ヶ原東地域振興室	81		
	昭和町地域振興室	42		
	田端地域振興室	72		
	東田端地域振興室	55		

商店街防犯カメラ設置台数

令和元年12月末現在

地区	商店街	台数	小計	合計
王子	豊島中央通り商店街振興組合	10	112	225
	神谷橋庚申通り商店会	3		
	東十条銀座商店街協同組合	15		
	東十条商店街振興組合	28		
	梶原銀座商店街振興組合	6		
	十条銀座商店街振興組合	34		
	十条富士見銀座商店街振興組合	6		
	森下通り商店会	4		
	柳小路商店会	6		
赤羽	赤羽一番街商店街振興組合	16	98	
	赤羽スズラン通り商店街振興組合	38		
	志茂平和通り商店街	6		
	赤羽東口京浜通り商店街	6		
	桐ヶ丘商業協同組合	16		
	赤羽東口駅前商店会	6		
	浮間銀座商店会	6		
	OK横丁商店会	4		
滝野川	滝野川市場通り商店街振興組合	10	15	
	きつね塚商店会	5		

(※)設置予定を含む

北区安全・安心ネットワーク 防犯ボランティアパトロール隊

令和元年12月末現在

No.	団体名	隊員数
1	志茂平和通り商店街	13
2	桐ヶ丘中央商店街安全・安心パトロール隊	10
3	赤羽南1丁目団地自治会	8
4	赤西5白寿会	24
5	赤羽北1丁目町会	31
6	獅子の会(豊島町有志)	11
7	神谷2丁目北町会	14
8	神谷(2丁目)南町会	5
9	上一東友遊会	12
10	王子アパートマンション防犯協力会	13
11	諏訪自治会	16
12	アクトピア北赤羽自治会	6
13	地域ひまわり隊	16
14	堀船2丁目町会	13
15	公社堀船住宅自治会	16
16	桐ヶ丘団地西地区自治会	12
17	西地区クラブ(27分署)(桐ヶ丘27号棟自治会)	8
18	桐友会	20
19	エステートパトロール	14
20	栄町シニアクラブ、青空パトロール隊	21
21	チーム火の用心	21
22	社団法人隊友会北支部	15
23	JYUJYO TOWN GUARD(JTG)	5
24	赤羽台四丁目団地自治会子供会	10
25	リレント赤羽PG	9
26	緑ヶ丘自治会	6
27	桐ヶ丘西地区自治会第二グループ	13
28	アクトピア北赤羽壱番館・六番館 合同パトロール隊	17
29	桐ヶ丘団地東地区自治会	10
30	赤西小スクールガード	11
31	神谷連合町会(神一安全パトロール)	31
32	北区豊島五丁目団地自治会(TOYO5)	25
33	桐ヶ丘N地区第二自治会	11
34	シニアクラブ赤羽北二寿会・防犯パトロール隊	9
35	栄町親和会	15
36	西が丘自治会安全・安心ネットワークパトロール隊	22
37	西ヶ原西谷戸自治会	5
38	東京メガシティ自治会	23
39	西が丘三丁目自治会	30
40	浮間東パトロール隊	10

No.	団体名	隊員数
41	浮間東町会	22
42	西大原自治会	20
43	飛鳥おやじの会	22
44	飛鳥中学校PTA	8
45	北区アルム防犯パトロール隊	7
46	北区浮間都営住宅第一自治会	28
47	西ヶ原みんなの公園愛犬クラブ	11
48	志茂ふれあいパトロール隊	16
49	西ヶ原南谷戸自治会	12
50	西ヶ原三和自治会	31
51	西ヶ原東部自治会	14
52	王子リトルフォックス(王子警察署少年柔剣道クラブ)	41
53	赤羽警察署少年柔剣道クラブ	56
54	済美寿会	18
55	滝野川済美自治会	17
56	八幡自治老人クラブ もも寿会	5
57	谷端小学校子ども会安全ボランティア	9
58	豊川保育園おやじの会	12
59	滝野川新西自治会	27
60	王子本町自治会	31
61	志茂一丁目自治会	15
62	(株)ジャストプレゼンテーション	20
63	宮元自治会法人	6
64	滝野川上町親和会	24
65	飛鳥山自治会	25
66	東大原自治会	5
67	西ヶ原西部自治会	23
68	西ヶ原上町自治会	26
69	馬場自治会安・安パトロール隊	48
70	二本榎自治会	10
合 計		1,190

【加入要件】

- (1) 区内に在住・在職・在学している5名以上の方々で構成されるグループであること。
- (2) 警察や防犯協会などに登録を行っていないこと。
- (3) 加入申請書、名簿の提出が可能なグループであること。
- (4) 原則として月1回以上の定期的な防犯活動の実施が可能なグループであること。

区内警察署管轄区域

警察署	町丁目名
王子警察署 3911-0110(代)	王子 1～6丁目(※)
	豊島 1～8丁目
	堀船 1～4丁目
	東十条 1～6丁目
	王子本町 1～3丁目
	岸町 1・2丁目
	中十条 1～4丁目
	十条台 1・2丁目
	十条仲原 1～4丁目
	上十条 1～5丁目
赤羽警察署 3903-0110(代)	神谷 1～3丁目
	赤羽 1～3丁目
	西が丘 1～3丁目
	赤羽西 1～6丁目
	志茂 1～5丁目
	岩淵町
	赤羽台 1～4丁目
	赤羽南 1～2丁目
	赤羽北 1～3丁目
	浮間 1～5丁目
	桐ヶ丘 1～2丁目
滝野川警察署 3940-0110(代)	滝野川 1～7丁目
	西ヶ原 1～4丁目
	栄町
	上中里 1～3丁目
	中里 1～3丁目
	昭和町 1～3丁目
	田端新町 1～3丁目
	東田端 1・2丁目
	田端 1～6丁目

(※)飛鳥山公園地は滝野川警察署が管轄

区内消防署管轄区域

消防署	管轄区域
出張所	
王子消防署 3927-0119(代)	王子1～6丁目、豊島1～8丁目、堀船1～4丁目
	十条出張所 王子本町1～3丁目、十条台1～2丁目、岸町1・2丁目、 十条仲原1・2丁目、中十条1～3丁目、上十条1～4丁目
	東十条出張所 東十条1～6丁目、十条仲原3～4丁目、中十条4丁目、 上十条5丁目
赤羽消防署 3902-0119(代)	赤羽1～3丁目、赤羽南1・2丁目、岩淵町、神谷1～3丁目
	志茂出張所 志茂1～5丁目
	浮間出張所 浮間1～5丁目
	西が丘出張所 赤羽西1～4丁目、同5丁目1・2番、同6丁目、 西が丘1～3丁目
	赤羽台出張所 赤羽台1～4丁目、赤羽西5丁目3番～12番、 桐ヶ丘1～2丁目、赤羽北1～3丁目
滝野川消防署 3916-0119(代)	西ヶ原1～4丁目、中里1～3丁目、田端1～6丁目、 上中里1丁目
	三軒家出張所 滝野川1～7丁目
	田端出張所 田端新町1～3丁目、東田端1・2丁目、上中里2・3丁目、 昭和町1～3丁目、栄町

東京都北区生活安全推進プラン

発	行	東京都北区
発	行	日 令和2年2月
刊	行	物 31-1-130
登	物	録 31-1-130
番	号	
編	集	危機管理課
		東京都北区王子本町1-15-22
		電話 03(3908)1121
		http://www.city.kita.tokyo.jp

